

会

議

午前 10 時 0 分開会

○議長（小泉孝敬君） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

一般質問

○議長（小泉孝敬君） 昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位 4 番、1、新庁舎建設について。

5 番 矢田部邦夫君。

〔 5 番 矢田部邦夫君登壇 〕

○5 番（矢田部邦夫君） 皆さん、おはようございます。再興の会の矢田部邦夫です。一般質問の通告に従い質問をさせていただきます。

新庁舎建設について。

先月 5 日に市議会全員協議会が開催されました。大変重要なテーマでしたが、私ごとで 10 月 29 日から 11 月 16 日までの間入院しておりましたので、残念ながら出席することができませんでした。結果については報道のとおり、市長が新庁舎建設事業を延期するという方針表明がされました。

去る 10 月 27 日に、市長、統合政策課長同席の下、13 名の議員を 2 グループに分け、それぞれの議員から庁舎建設の事業について意見を求められましたが、開催前に課長に 2 グループに分けた意味の説明を申し出ました。一部変更していただきましたが、私自身、違和感を感じたまま、やむを得ず出席しました。

今回の件で、私は入院の期間中じっくり考える時間が持てました。当局の進め方に 2 点の大きな疑問を感じましたので質問をいたします。

まず 1 点目です。1 点目は、コロナ禍による財政の問題です。コロナの問題は、日本全体の問題と認識しております。新庁舎建設事業とコロナの事業の問題は別のものと私は捉えております。私の見方として、コロナ対策のほとんどが国からの交付金で対応できたと思います。むしろ今年度から来年度にかけ経済が回らなくなり、大幅な減収が見込まれる状況になるかと思います。

統合政策課長にお尋ねします。

1、今年度におけるコロナ対策として、国の交付金を除く下田市の財政における歳出総額を教えてください。

2、2グループに分け議員の意見を聴きたいと言うことで実施されました。3月9日の総務文教委員会の資料は頂いておりますが、なぜ意見を聴く前に、当局からの現体制としてのシミュレーション（庁舎建設関連のみの返済計画）の提示がなかったのか分かりません。このような大事な話を予備知識がないまま出席し、自分なりの考えとして意見を述べたと思います。その点はどのように捉え、考えておりましたでしょうか。

税務課長にお尋ねします。

今年度以降における、コロナにおける経済の打撃は計り知れないと思っておりますが、今年度における市税の減収はどのくらい前年に対して予想していますか。また来年度の予想も概算でいいですからお願いします。

また、総務課長にお尋ねします。

減収が予想されますが、国のほうへ救済を求めることは可能なのでしょうか。

2点目を申し上げます。2点目の、予定地が洪水浸水域にあるということについては、11月6日の伊豆新聞に掲載されております。現行計画では予想を超える異常気象への対応に限界があり、設計の見直しが不可欠であると強調したとあります。これは8月28日の全員協議会の行政報告で、予定地は浸水深2.2メートルで、浸水継続時間2時間から3時間程度と想定されていると報告を受けたものです。

私が県下田土木事務所に出向き勉強した、稲生沢川は全国の河川の中でも安全度が高い川であることを説明させていただきます。過去、大きな水害事故は何件か起こっております。特に落合地区における氾濫、中の瀬の浸水、さらにその前には、お吉が淵周辺の氾濫が起こっておりますが、昭和50年初期頃、大幅な河川改修が行われ、以後一度も水害事故は起こっておりません。川幅も拡張し、川床も国道・住宅地より4メートルから6メートルぐらい近く低い構造になっており、大雨による大水が出ても比較的短時間で水位が下がります。

また、予定地の浸水に関しては、角栗のお吉が淵の堤防が決壊した場合と、川床が他の箇所と違い、川の流れにより土砂が堆積しやすい形状にあること。皆さん御存じのとおり、お吉が淵周辺には公園があり、信号機のある扇屋さんのところまでの国道・住宅地まで、約1.5から2メートルの高さがあり、余裕があります。稲生沢川の堆積した土砂については、定期的ではなく、状況に応じてしゅんせつ工事が行われています。今年度も河内沿いのしゅ

んせつは、既に回覧でお知らせされているとおり実施されます。お吉が淵の前の川床のしゅんせつも予算がつき次第、実施するとのことでした。

また、50年に一度のレベル1では、蓮台寺、立野、河内は大丈夫だと言われています。既に土地も購入し、防災上の面からも場所を変更する必要は全くないと思います。もし場所を変更するような事態になると、敷根民有地への移転同様、下田市が混乱することにつながりかねないとは私は予想しています。賀茂地域の中心地としても、交通の利便性にも優れ、適地であると捉えています。土地についても、水はけがよくないと言う方もおりますが、何ら問題ありません、千年に一度の話ですから。この問題を対象にするならば、下田市内における安全な場所はどこにも見当たらないと思います。

市長、統合政策課長にお尋ねします。

1、予定地が洪水浸水域にあって現行計画では予想を超える異常気象の対応に限界があり、設計の見直しが不可欠であると強調しておりますが、これはレベル2のことで、千年に一度のことを想定しているのではないのでしょうか。その場合、予定地から海岸に向けて住宅を構え住んでおられる方々の防災上のことには一切触れていませんが、私は庁舎建設どころではなく、大きな問題だと捉えております。また、強調された根拠、設計の見直しの回答も併せてお願いします。

2、先ほど、お吉が淵前の川の状況について説明しましたが、例えば、堤防の管理、県土木事務所にかさ上げとか相談はされましたか。

以上をもって一般質問の趣旨説明といたします。

○議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎君） おはようございます。

矢田部議員御指摘のとおり、安全という概念について、私たちは今、慎重に考える必要があるというふうに思います。庁舎建設事業に際し、今課題としました稲生沢川の想定し得る最大規模の降雨、これによる洪水浸水については、土砂災害ですとか、あるいは千年に一度と言われる津波の災害、こうしたものも含め、地域全体の防災課題、すなわち、このまちに居住する市民の皆さん並びにここを訪れる観光客の皆さん、その命や暮らしを守るという観点から、防波堤やその他公共施設のハード整備及び避難路整備等のソフト対策、これらを総合的に進めることが肝要と考えます。

その詳細については担当課長より御説明申し上げます。

- 議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。
- 統合政策課長（平井孝一君） 改めて、おはようございます。

それでは、私のほうからは、地方創生臨時交付金に係る市の歳出と洪水浸水について御説明申し上げます。

今年度のコロナ対策として、市の歳出総額は現在11月補正まででございますが、地方創生臨時交付金の総事業費 7 億3,209万2,000円、このうち臨時交付金 4 億9,763万6,000円、起債、国県補助、その他財源は 1 億8,056万5,000円となりますので、市の総歳出、一般財源は 5,389万1,000円でございます。

庁舎関連の起債返済計画につきましては、本年 3 月定例会の令和 2 年度当初予算議案審議のときの総務文教委員会において新庁舎建設及び中学校建設と併せて資料を配付し、説明したところでございましたので、事前説明会においては特に提示はしておりませんでした。

昨日、進士濱美議員の質問時に配付した資料、新庁舎建設事業・事業費割り振り比較表において改めて御説明させていただきます。

資料の左側を御覧ください。令和 2 年度当初予算における新庁舎建設総事業費36.9億円、財源内訳として、起債、緊急防災・減災事業債は22.9億円、基金8.7億円及び一般財源13.1億円でございます。失礼いたしました、5.3億円でございます。

下の段、財政計画の上の表を御覧ください。起債につきましては、起債借入額22.9億円に利子見込分3.2億円を合わせ、26.1億円とし、総事業費を40.1億円としたものでございます。

下の表は40.1億円の財源内訳として、起債額26.1億円に対して70%の18.3億円の交付税措置を加えた財源内訳で、一般財源の起債実償還額は総額7.8億円、こちらを15年償還とし、年の償還額が約5,000万円と計画したものでございます。

洪水浸水につきましては、平成27年 5 月の水防法改正に基づき、平成31年 3 月に県から公表があったものは、想定最大規模の雨量を対象としたもので、全国を15地域に区分した実績最大降雨量と、流域面積から算定した雨量と千年分の 1 確率降雨量とを比較し、大きな降雨量を適用しており、稲生沢川は中部地域実績最大降雨量が15時間当たり687.5ミリ、千年確率降雨量が15時間当たり338.4ミリと想定されたため、想定し得る最大規模の降雨量、議員がおっしゃるレベル 2 は、千年に一度の降雨量の 2 倍程度とし、また、建設位置において浸水深2.2メートル程度の想定に対して、これまで検討を行ってまいりました。今年度の当初の既定の計画では、大雨特別警報等を予測し、2 階以上に垂直避難するソフト対策と、浸水する機器設備のかさ上げ等によるハード対策を計画しておりましたが、本年 7 月の九州地方

で発生した線状降水帯の発生による豪雨災害に対し、気象庁から通常の大雨警報を超えるような想定はできず、また、線状降雨帯の発生の可能性を想定することは非常に難しいとの見解を受け、異常気象を予測した対応には限界があることから、新たな対策の検討が必要となったものでございます。

次に、稲生沢堤防の管理者、県土木事務所にかさ上げとか相談したかにつきましては、本年9月7日に下田土木事務所に相談しております。県の河川整備方針は、50年分の1の規模、いわゆるレベル1の降雨に対応する整備の方針と伺っております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 税務課長。

○税務課長（佐々木雅昭君） 改めまして、おはようございます。

税収の関係につきまして御質問がありましたので、お答えさせていただきたいと思います。

矢田部議員御指摘のとおり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が税収に及ぼす影響というものは大きいものというふうに認識をしておるところでございます。令和2年度の税収見込みといたしましては、現段階におきましてですけれども、コロナ禍におけます来遊客の減少、また企業業績の悪化等によりまして法人市民税や入湯税の減少、さらに猶予の特例制度の影響等を受けまして、予算ベースでございますけれども、令和元年度の27億8,560万円に対しまして9,600万円程度の減収になるのではないかと今のところ見込んでおるところでございます。

一方、令和3年度におきましても、コロナ禍の影響は続くものと想定をされておりますことから、令和2年度と同程度の減収になるのではないかと今のところ見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） 続きまして、減収が予想されますが、国のほうへの救済を求めることは可能なのでしょうかという御質問にお答えさせていただきます。

自治体の減収に伴う国の財政支援措置でございますが、令和2年度の市税の徴収猶予につきましては、徴収猶予特例債がございます。これは新型コロナウイルス感染症の影響により地方税の徴収猶予の特例が設けられたことに伴いまして、一時的な減収が生じることから特例債が発行可能となるもので、納税されるまでの1年間を償還期限として借入れができるものでございます。

また、令和3年度の固定資産税の軽減措置につきましては、全額、減収補填特別交付金により補填され、目的税を除いた税込、各種交付金の減収につきましては、原則、普通交付税による一定の補填があるほか、減収特例債の制度もございます。これらの起債の活用につきましては、今後、状況に応じまして検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） 先ほど課長のほうから回答いただきましたが、私が言っているのは、27日のときに事前に資料が出してもらえなかったということを指摘しているんですよ。この説明じゃなくて、この説明はもう昨日聞きましたので、この資料を最初出せばよかったと思うんです、僕は。昨日出したじゃないですか、これじゃ駄目でしょう。それが1つ。

それから税務課長にお聞きしたいんですが、ちょっと私、聞き漏らしたんですが、固定資産税の補填というのはあるんですよね、国のほうからの。そうですね、分かりました。

じゃあ続いて私のほうから、ちょっとお話しさせていただきますが、先ほど、浸水深2.2メートルの話がありました、課長のほうから。これについて私がいろいろ調べたことがありますので、もう一度、説明不足の点があります、その辺については私のほうから説明をさせていただきたいと思います。少しちょっと時間が長くなりますけどお許してください。

今回の庁舎建設のことについては、議員並びに市民の方々への説明不足だと思います。当局の思惑どおり進めているように私には見え、数多くの不信感を感じ、抱いております。

先ほど、固定資産税など、軽減分については国からの全額補填されると、今、税務課長に確認をさせていただきました。また、総務課長からは、国の支援策の回答もいただき、ありがとうございました。市民の皆様も安心されたと思います。ありがとうございます。

それでは、当局の説明不足について、私のほうから補足説明をさせていただきます。

まず1つ目、コロナ禍による財政の問題です。コロナは全国的な問題です。だから国からの交付金、支援策である程度対応できると考えられます。幸いに副市長は県から財政に詳しい方と市長より紹介されて就任されました。この窮地を乗り切るために、大いに期待しています。頑張ってください、よろしくお願いします。

それでは2番目の、建設予定地の浸水深2.2メートルは、レベル2の千年に一度のことを指していますが、私のほうからレベル2の補足説明をさせていただきます。近い将来、レベル2が起こるかもしれませんが、予測はできません。県で作成した指定年月日、この資料です。いいですか。これによりますと、平成31年3月15日の稲生沢川流域の15時間の総雨量は

678.5ミリメートルとなっています。具体的な数字を出しますけれども、678.5ミリメートルとなっている。これに書いてございます。この指定の根拠法令は、水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項となっています。国土交通省により洪水浸水想定区域図（想定最大規模）によるものです。

例えば、稲生沢川の形状から考えられることは、お吉が淵周辺の堤防が決壊した場合を想定していることだそうです。この場所は、扇屋の前のところです、心配されているのは。その場合、予定地に影響があるということですが、これはレベル2の想定です。だから当局からのコロナによる財政の問題、浸水深の2.2メートルの件は、予定地だけでなく、下田市全体の問題です。

それでは、ハザードマップについて、ちょっと説明を付け加えます。この作成については、各自治体が行うことになっていますが、県作成の稲生沢川洪水浸水想定区域図を、これをもとに作成されています。下田市の場合は2つの課題を抱えております。1つは、津波ハザードマップ。これ、庁内のほう危険ですから、この津波ハザードマップ。もう一つは、土砂災害洪水ハザードマップを防災安全課で作成し、今年度初め、各戸配付しております。間違いないですね、防災安全課長。

例えば、これはレベル2を基準としているんですよ、この資料からいくわけですから。この資料を基に作られているわけですから、レベル2を想定したハザードマップです。例えば、現在使っている、この市役所の庁舎については、津波と洪水浸水想定区域に当てはまるわけです。いいですか。敷根については、庁舎は守れるが、市民を守ることまでは大変困難だと思われま。また、縦貫道が完成するまでは、めどが立っていないため、15年ですよ、15年以上はかかるとされています。予定地の場合は、洪水浸水想定区域が当てはまることになり、津波には当てはまらないことになっております。

以上のことを考えた場合、現在の予定地の安全度は他と比較すると安全度は多少高いと思われま。

市長は11月6日の静岡新聞によると、（建設は）現計画地が基本と改めて強調しました。一部は分庁する案なども含め、様々な選択肢を検討したとなっておりますが、私は意味が分かりません。

2度目の質問にまいります。市民の代表として市長、統合政策課長にお尋ねします。

1、入札の問題ですが、当初、5月22日の行政報告では、7月の入札は見送り、緊急防災・減災事業債の適用期限（令和2年度中）に事業着手できる範囲でスケジュールの再調整

を図っております。なお、最終的な入札時期については、遅くとも令和2年12月までに判断したいと考えておりますとありましたが、10月の入札はいつ頃やらないことに決めたのでしょうか。回答をお願いします。

2番目、9月の議会で明らかになった市役所新庁舎について、主な財源としている緊急防災・減災事業債が仮に適用されなかった場合、約2億2,600万円が繰上償還の対象となる可能性があるとしております。予定地の場所を変更したら償還の対象になると思います。また、予定地で現計画を継続した場合とそれぞれの回答をお願いいたします。

3番、多くの市民の方々から聞かれることは、予定地の場所のことです。当局にも、国・県の機関、関係または関連団体先からの問合せなどは来ていないのでしょうか、お尋ねします。市長にお尋ねします。

1、新庁舎建設事業を延期した理由の回答をお願いします。

2、庁舎建設位置と防災との関わりはどのように考えていますか。

3番目、庁舎建設の基本についてはどのように考えていますか、市長の見解をお尋ねします。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 私のほうからは、延期の理由と、それから考え方につきましてお答え申し上げます。

11月5日に延期する旨を全員協議会において御説明申し上げました。このときお話をしたのが、このコロナ禍の中で財政的にも非常に厳しい、ここで一旦立ち止まる、そして考えなければならないということを申し上げました。その際、併せて安全性の問題もあるということを上げました。

それから、建設の基本的な考え方は先ほど申し上げたとおりです。これは議員のおっしゃっていることとほぼ合致しているというふうに私は考えているんですけども、もう一回繰り返し申し上げます。安全という概念、これは本当に難しい問題だと思います。150年に一度というのは危険だけれど、千年に一度は危険でないというのは、これは確率の問題ですので、簡単には申し上げられません。いずれにしても、津波も土砂災害も河川洪水浸水も、全てを地域の防災課題と捉えて、そこでハード、ソフトを総合的に進めることが重要だということでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） まず最初に御指摘のあった返済計画の提示がなかったということにつきましては、当初の答弁でも申し上げましたけれども、返済計画については、総務文教委員会のほうで中学校と併せて説明しておりましたので、改めて全議員の事前説明会というところでは提示、説明いたしておりませんでした。

あと、繰上償還については、総務課の課長のほうからお答えさせていただきます。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） すみません、繰上償還につきましても、現在、市長の答弁にもありましたけれども、この間の全協のところでは、現建設地を基本に考えるということでございますので、繰上償還につきましては、ただいますぐにということではなくて、いろいろと今後調整をさせていただくということでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） 今の回答の中に、市長のほうからの答弁が、僕の質問した内容とちょっと一致していない部分があって、不足しているんじゃないかなというふうに捉えております。

それは、庁舎建設位置と防災との関わり。もう一点は、先ほど言ったのが、これ基本という考え方でよろしいですか。延期した理由も先ほど話した内容でよろしいですか。

じゃあその2番目のところだけ、ちょっと教えてもらえますか、防災の、これも回答はあれで終わりですか。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 防災関連につきましては、繰り返しとなるかもしれませんが、当初、気象庁の予報等を予測し、ハード機器等のかさ上げに加えて垂直避難を事前に行い、防災拠点としての役割を果たしていくということで説明してまいりましたが、本年7月の九州、熊本、鹿児島で起きた豪雨災害については、夜間に起きたこともあり、対応ができなかったと。そして、その住民の意見の中には、50年、何十年住んでいるけれども、このような状況は初めてだというコメントもありました。そうしたコメントとか実情を目の当たりにした中、いま一度、防災拠点としての在り方は見直していかなければならないという判断をしてきました。そうした中で、事業費がという課題もございますので、河内地区を基本とし、既存の公共施設、また分散等も考え、防災に対するリスクと通常業務に対するリスク、それ

に対応する等々を検討する必要がある、事業費もそれに伴い抑えていくことも重要と考え、今回、一度延期させていただいたものでございます。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 当局の2つほど、入札をやらないのはいつ決めたのか。
- 統合政策課長（平井孝一君） そちらにつきましては市長から御説明がございましたけれども、それまで入札、今年度発注に向けては12月までがぎりぎりという線を当初から持っておりました。それについて今回、7月の九州地方の豪雨等を受け、またコロナの問題を受け、それまでに判断しなければいけないということで、11月5日の全員協議会で延期という方針を示させていただいたところでございます。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） もう一つ、建設予定地について、市民からの問合せは来ているか来ていないかという。
- 統合政策課長（平井孝一君） 大変失礼いたしました。私の担当課になりますけれども、特に問合せというのは来ておりません。
- 議長（小泉孝敬君） 矢田部議員、答弁漏れないですか。よろしいですか。
- 5番（矢田部邦夫君） もしあれだったら、具体的にちょっと教えていただきたい。
- 議長（小泉孝敬君） もう一度、具体的な何をというふうな。

5番 矢田部邦夫君。

- 5番（矢田部邦夫君） じゃあそれは、私が言うのは、結局、今までの流れを見ている限り、私の一般質問の流れをよく見ていただきたい。これについて、私は市民の方に、何で市民の方が不安になっているのかということです。これは先ほど市長に質問いたしましたけれども、延期した理由の中に、本来からいけば場所をしっかりと限定して発表するべきだったんじゃないのかな。そうすれば多分、市民の不安も、以外の外部の方も安心できているんじゃないかと思います。ただ、話が先走って、ずっと行くもんですから、内容が不透明で、市民の方が惑わされているような感じも僕は見受けられているんですよ。だから一般質問の中にこういう話をつづっておるわけですけども、それについてはいかがでしょうか。
- 議長（小泉孝敬君） 市長。
- 市長（松木正一郎君） 今回のこの庁舎の延期については、場所の議論はございません。あくまでも今、コロナの中で市民の皆さんが困っている、こうした中で、大きなプロジェクトである庁舎をこのまま本当に実施できるのかといったことについて、しっかり立ち止まって

皆さんと一緒に考えたいということでございます。

場所については市長と語る会の中で、市民の方から実はいろいろな意見が寄せられております。もちろん現有地で、現在のところで早くしなさいという意見もあり、一方で、もっと高いところにしろという意見もある。これらについては、どうこうというふうに私どもとしては回答していません。あくまでも現在のところを基本に、一旦立ち止まってコロナ対策を優先したい、こういうふうに申し上げたところでございます。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 5番 矢田部邦夫君。
- 5番（矢田部邦夫君） それでは、静岡新聞、これ見解の相違だと思います、私との。ただ、11月6日の静岡新聞によると、建設は現計画地が基本と改めて強調した。一方で、基本はいろいろな意味を持つとし、一部を分庁する案なども含め、様々な選択肢を検討すると述べていますが、よく分かりません、私には。やっぱり庁舎建設の基本というのはどこにあるかということです。場所じゃないでしょうか。場所が決まって初めて設計の見直し、庁舎の工法の問題と、手順があると思いますよ。この一番大事な話を、まだはっきりしないというところに、私はこの問題は尾を引いているもとなっているんじゃないかというふうに捉えております。

だからその辺のことについて、やっぱり一日も早く発表してほしいですね、私としては。市民が、これ下田市の大きな問題に関わることです。これからの下田市が大きな使命を抱えていますので、この場所については、今後の下田市がどういう形で流れていくか、大きな課題だと思っています。

それともう一つは、先ほど話したこれ、ちょっと私、聞き漏らしたんで、もう一回お願いします。市民の方、もしくは関係先団体のほうからの問合せ等などについては、連絡なんかは、問合せは入っていませんか。

- 議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。
- 統合政策課長（平井孝一君） 市長からも申し上げましたが、市長と語る会においては、高台がいいなどと様々な意見がございましたが、その後、報道等した後、特に市民からの声、位置に対する意見というか、防災上に対する意見と、そういったものはちょっと担当課からあったとは聞いておりますけれども、この位置にしなければならない、あそこ、どここの位置にしなければならないという具体的なちょっと意見を、報告は受けておりませんが、もう一度、再度ちょっと確認して、改めて報告させていただいてよろしいでしょうか、すみま

せん。

○議長（小泉孝敬君） 5 番 矢田部邦夫君。

○5 番（矢田部邦夫君） 来ていないことはないと思います。私のほうにも情報は入っていますから。だからその点は再度、また教えてください。

ただ、3 度目の質問でも、よろしいですか。

○議長（小泉孝敬君） 時間内ですからいいです。

○5 番（矢田部邦夫君） じゃあ3 回目の質問をさせていただきます。ちょっと原稿がどっか行っちゃったんで、私のほうの記憶で話しさせていただきますが。

予算審議の話に移りたいと思います。今年度、多分12月の補正予算で、庁舎建設の事業資金、金額幾らだったかな、12億9,800万円と庁舎建設基金2億7,600万円を減額というふうになっておりますよね。これは今年の3月の議会で、場所が決まっていた上で、皆さん検討されて、議会で議決されたわけですよ。こういう状況の中で、場所も決まっていないで、この金額を出してくるというのは、私には理解できないんですよ。まして庁舎建設基金の2億7,600万円を減額ということは、これは庁舎建設をやらないのかなというふうに逆に僕、思ったんですけども、その辺の回答をお願いします。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 12月補正につきましては、今年度の工事着手は見送るとさせていただきますので、今年度発注については、もう不可能でございますので、予算上、ちゃんと減額して次の検討に取り組んでいきたいというものでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 5 番 矢田部邦夫君。

○5 番（矢田部邦夫君） 私は先ほどから申し上げていますが、見解の相違かもしれませんが。場所が決まらなくて、このような状況の中でこういう案が出てくるというのは理解できない部分があるんですね、私は。市民の方の皆さんも多分そういうふうな見解をしている方もたくさんいらっしゃると思います。だからこの話については何となく私には理解できない部分が結構あるんですよ、いろんな面で。それが一般質問の流れの中で、ずっと一貫して言っているわけですけども、どうも私はこの一番大事な基本というのは、これは1つしかないと思うんですよ、私は、基本は。場所ですよ。そこが基で、いろんなことに手順で進んでいくというのが、これ道理なんですよ。その問題が不透明だというのは、僕は非常に残念ですね、そう思っています。

例えば設計の見直しとか、それは次の段階、ステップですよ。一番の最初の基は、基本は1つしかないんです。市長は静岡新聞載っているとおり、述べておりますけれども、意味が分からないんです、私は、そこが。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 場所の話につきましては、議員の皆さん、御存じだと思いますが、現在、位置条例で河内というふうに決まっているところでございます。繰り返しとなりますが、今年度の執行についてはもう無理ということになりましたので、予算については減額させていただく、12月補正の案となっております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 5番 矢田部邦夫君。

○5番（矢田部邦夫君） 私が言っているのは、現計画地が予定地が基本ということで、はっきりしていないんですよ。そこが僕は疑問に思っているんです。基本が何だということを考えてほしい。これは市民のため、市民の皆さんは多分そこが不安がっていると思いますよ。この新庁舎の建設位置で下田市の命運がかかっていると、そこまで言うておきます。いつまで話しても見解の相違ですから。後から減額して、予定地が変更されるようなことになると、これは信じられないです、僕は。考えられないです。これ、もしやったら、多分、緊防債の問題も出てくるでしょうし。もう場所を指定するのが僕は筋だと思いますよ。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 矢田部議員、終了ですか。

○5番（矢田部邦夫君） いいです、もういい。見解の相違ですから堂々巡りですよ。だから僕は市としてしっかりとした施政方針を打ち出してほしいということが私のお願いです。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 要望で終わりですね。

○5番（矢田部邦夫君） 終わります。

○議長（小泉孝敬君） これをもって、5番 矢田部邦夫君の一般質問を終わります。

次は、質問順位5番、1、コロナ禍を乗り越えるために。2、公益財団法人下田市振興公社の活用と消費税の節税について。3、コロナ禍での海水浴場の運営について。

以上3件について、13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

- 13番（沢登英信君） 日本共産党の沢登英信でございます。ただいま議長より御紹介いただいた順に趣旨質問をさせていただきます。

まず、コロナ禍を乗り越えるためにというやつでございますが、国内ではこの11月18日、新たに2,116人の新型コロナウイルス感染が確認されたと報道がされております。1日当たりの感染者はその後、11月21日は2,592人、28日には2,684人となっているわけでありまして、2,600人を越えたのは、まさに初めてであろうと思います。東京都におきましては、18日には493人の新規の感染者が、そして27日には570人も感染者が確認がされております。過去最大だった8月1日は472人でございますので、大変な数になっているわけでありまして。1日当たりの8月の新規感染者は1,605人が最大であったかと思います。これと比べますと、今日の2,684人、2,700人になるかという1日当たりの感染者となっております。神奈川県でもこれまでの最多であります147人を上回ります226人の感染が判明をしているわけでありまして。

この静岡県におきましては、8月段階では36人、最高と言われておりましたが、大幅に上回り、87人という形で残念な更新がされているわけでございます。静岡済生会総合病院の感染者数は17人、2次感染も含めると47人と報道がされているのではないのでしょうか。この地域の第3次救急医療の順天堂静岡病院におきましても、医師が感染をしたという報告がされてまいっております。まさに医療危機さえ迎えるような事態に今日立ち至っていると言わざるを得ないと思います。

春の第1波、7・8月の第2波に続きまして、第3波の感染拡大が今日起こっているわけでありまして。市長及び市当局は、この感染拡大の3波の到来をどのように直視され、お考えになっているのか、まず認識をお尋ねをしたいと思います。

感染拡大を防ぐためにはクラスター対策、いわゆる点と線の対策ではいけないと思うわけでありまして。感染急増値、いわゆるホットスポットと言われますリスクのあるところに対しての無症状の感染者を把握し、保護するための面の検査が必要であると言われております。また、医療機関、介護・福祉施設、保育園、幼稚園、学校、学童クラブなどのクラスターが発生すれば多大な影響が出る施設、その職員及び従業員に定期的な検査を行い、感染拡大を事前に防いでいくことが求められていようかと思っております。

検査、保護、追跡を一体として推進する必要がありますが、その管理体制はどうなっているか、お尋ねをしたいと思います。

昨日の一般質問の中で、下田モデルをより一層発展させると、市長は御答弁いただいてお

りますが、この内容が、私が指摘している点にどのように具体化されていくのか、併せてお尋ねをしたいと思います。

大規模、地域集中的検査、社会的検査の実施のための体制が必要かと思いますが、どのようになっているか、お尋ねをしたいと思います。

次に、感染の追跡を専門に行う、いわゆるコンタクト・トレーサー（接触追跡者）を確保し、この体制は保健所が担っているわけですが、この保健所の体制がどうなっているのか、市と保健所の協力体制はどう進めたらよろしいのか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

医療崩壊を起こさせないような地域医療を支える援助と、市町村が必要ないわゆる宿泊療養施設を確保していくことが求められていようかと思いますが、この点、その後どうなっているか、お尋ねをしたいと思います。

次に、医療、予防だけではなく、今日のコロナはまさに経済におけますコロナ恐慌とも言えるような状態を醸し出しているのではないかと思います。暮らしと営業をどのように守っていく施策が必要なのかという点でございます。観光地下田、観光立市の下田にとりまして、コロナ禍によります今日下田の市経済、観光、漁業、農業等にどのような経済の打撃を与えているのか、その調査はどのように行われているのか、行われていないのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、下田市民文化会館やプール、スポーツセンターも2月29日から3月19日、4月9日から5月31日まで休館でございます。6月2日から10月27日までは県外者の利用もできないという仕組みとなってまいったかと思えます。その結果、振興公社の収入が当然減となってまいるわけでございます。教育、文化芸術、スポーツ、あるいはイベントに多大な影響を与えてまいっていようかと思えます。この点をどのように認識をされているのか、お尋ねしたいと思います。

さらに、コロナ禍を克服する施策について、下田市の対策についてでございますが、11月臨時議会ではコロナ対策費の組替えが行われました。使い勝手のよいものへ9,086万円、新規に3,000万円、計1億2,086万円余の予算となっていたかと思えます。その主なものは、O T Aや観光宣伝、デジタルコンテンツP Rでございます。まさにこれらはコロナが、この災いが済んだ後に経済をどう再建をしていくかという課題には対応できようかと思えますが、現在、コロナが大変な事態で、企業が倒産をしようかと、あるいは首が切られようかと、こういう状態には対応ができていないと言わざるを得ないと思えます。トイレの改修やWi -

F i の設置もそれは必要なことかと思いますが、今必要なのは直接的な支援をどこまで進めてまいるかと、こういうことではないかと思うわけでございます。

確かに水道料の11、12月の減免を市も心がけてきてはおりますが、併せて、やはり観光地の固定費を削減していくということから考えれば、どういう訳で下水道の減免はしないのか。感染予防費の3万円の支給も1回限りで終わった、1,500件を予定したけれども、863件ぐらいでとどまったということになれば、第3波を迎えて、やはり市内の企業者の皆さんに感染予防のための消毒剤等を購入できるような、前は3万円であったかと思いますが、それらの給付が今、早急に必要な課題ではないかと思います。

市民文化会館やスポーツセンター等の使用料の減免、ふるさと納税の返礼品のより一層の商品開発、タクシーの運転手さんや、あるいは観光バス、運行できないという状態の中で、大変暮らしに困ってきているわけでございますので、この方々への直接支援、市だけでは当然できないことでございますので、住宅支援や、あるいは解雇・休業補償等、国が進めている施策をより一層、この12月で終わるのではなく、再度新年にも実現できるように、国、県に市としてきっちりと要求していくと、こういうことが、声を上げていくということが必要ではないかと思いますが、どのようにお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、公益財団法人下田市振興公社の活用と消費税の節税についてをお尋ねをいたします。

下田市振興公社は平成5年4月1日、財団法人として業務を開始してまいりました。民法34条を根拠法令といたしまして、下田市が設立した財団でございます。基本財産1億円、運用財産1,000万円を、市の出捐資金でございます。理事長は当時は市長で、5人の職員が派遣され、公社職員と合わせ46人の職員数でございました。管理施設は、下田市民文化会館、敷根公園プールほか、サンワーク下田、今はスポーツセンターということかと思いますが、下田公園、本郷公園、小山田公園、中村中央公園、中村東公園、立野公園という都市公園や、保健休養林爪木崎自然公園及び水仙園、下田駅前広場、農村体験施設「あずさ山の家」、蓮台寺パークも管理委託をしていったわけでございます。つまり下田市の公の施設を管理する公社であったわけであります。専門職化し、管理を通じ、利用を促進し、下田市の振興を図ることを目的としている公社でございます。

平成24年10月1日より公益性を高めました公益財団法人下田市振興公社となりました。寄附行為ということから、定款に組織を規定する定め、名称が変わりました。しかし、その目的、第3条、この法人は地域固有の文化、歴史、自然を生かした国際交流、環境美化、健康づくり等を行うことにより、市民が豊かな生活体験を享受できるようなまちづくりの推進を

図るとともに、市が設立する公の施設等の効率的な管理運営を行い、もって福祉の増進に寄与することを目的とすると、この定めは、目的は変わっていないわけであります。

今日、現在の管理施設は下田市民文化会館、下田市民スポーツセンター、いわゆるサンワーク下田は教育委員会所管でございます。敷根公園、建設課所管のこの3施設のみでございます。3施設の指定管理料で、公社職員8人と臨時職員13人、21人とパートを加えて管理をしているというわけでございます。さらに組織としては理事6名、評議員6名、この給与が3施設の指定管理料で賄われているということになっておるわけであります。

爪木崎花園の苗床ハウスが利用できず、サンワークの中庭でサクラソウの苗を育成し、配布している現状でございます。人材不足であり、この間、人員も停滞し、活動も停滞ぎみでございます。従来のように公社と市の職員が協力できる体制にすべきではないでしょうか。公社を育成し、下田市の振興を進めていく責任が市にはあると思います。このように私は考えますが、市長及び市当局は下田市振興公社をどのような法人とお考えなのか、改めてお尋ねしたいと思います。

下田市の振興についてどのような役割を下田市振興公社は今まで果たしてきたのか。そしてまた現在どういう振興を担っているとお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

公益財団法人下田市振興公社に対します市当局の支援と指導についてお尋ねをいたします。コロナ禍によりまして2月29日から3月19日まで臨時の休館、4月9日から5月31日までも臨時の休館をしております。県外者の利用不可、6月2日から7月15日。7月31日から9月18日まで施設利用の名簿作成を利用者に課しているようでございますが、この期間の使用料の減は幾らぐらいに想定しているのか、それを補填するように考えておられるのかどうか、お尋ねをしたいと思います。

公社をより一層活用する方針は立てられているのでしょうか。その所管課はどこで、どのように検討されているのか、お尋ねをしたいと思います。

観光地下田にとっての文化、スポーツ、あるいは観光の振興というこの重要な課題を担っている公社の活動をもう少しいろんな観点から分析をし、重視する必要があるのではないかと私は思うものでございます。

次に、消費税の節税についてお尋ねいたします。令和元年9月定例会、あるいは12月定例会、平成28年度にもこの質問をしまいいっております。平成31年度の令和元年度の一般会計において、下田市は公益財団法人下田市振興公社と下田市民文化会館、敷根公園、スポーツ

センターの管理について、公募によらない指定管理協定を結んで、支払わなくてもよい1,190万円もの消費税を国に払っているわけでございます。令和2年度も同様です。そして今回、この三者の契約を5年契約にするということで議案が出ておりますが、今回も同様で、国に払わなくていい年1,190万円からの消費税を払おうという議案となっているわけであり
ます。

令和3年度は指定管理の更新期でございます。同様の予算を提案しているわけですが、非常に残念であり、私は職員の怠慢であると思うわけであります。違法ではないけれども、やはり国に消費税として1,190万円ものお金を納めるのか、そのお金を市民のサービスのために使うのか、この姿勢と見解は重要な分かれ道になると思うわけでございます。自己保身のために違法でないから節税しなくていいんだと、こういう姿勢はぜひとも改めていただきたいと思うわけでございます。

この内容につきましては、公益財団法人下田市振興公社は下田市の公の施設を下田市の振興のために管理運営する公社であります。したがって、地方自治法232条の2、普通公共団体は、その公益上必要がある場合においては寄附または補助することができるという規定があるわけでございます。一般の株式会社に人件費を補助することはできませんが、この公社や、あるいは社会福祉協議会や観光協会も公益団体に今日なっているようでございますので、こういう団体には寄附や補助をすることができると、税金をつぎ込むことができるという規定がございます。

当市におきましても、平成13年から17年まで、公社職員の人件費補助を現実にしているわけでございます。人件費を補助で支出しますと、公社の運営は安定してまいります。市は3施設分の人件費1億1,900万円余りの人件費は補助金で出せば契約ではございませんので、消費税の対象外となるわけであります。1,190万円の消費税を納める必要はございません。公益財団法人豊田市民文化振興財団は、現在でもこのような節税対策をしております。名古屋国税局のお膝元であります豊田市の財団におきましても、多くのお金の節税をしているわけでございます。平成28年8月29日に当時の企画財政課長が視察をし、確認をしているところでございます。また、長野県駒ヶ根市におきましても、公益財団法人駒ヶ根市民文化財団においても、このような節税対策をしているわけでございます。支払わなくてもよい消費税を毎年々1,190万円も支払い続けることは、当局の無作為、怠慢であります。節税措置を実施するように求めるものでございます。当局の見解をお尋ねいたします。

次に、コロナ禍での海水浴場の運営についてをお尋ねいたします。

今年度は新型コロナウイルス感染症対策として、海水浴場開設期間を7月23日、8月23日まで、あるいは8月10日とか8月7日でそれぞれ開設。期間、時間が短縮したケースがあったかと思います。下田モデルに基づきます検温、白浜大浜と九十浜でのソーシャルディスタンス確保のための枠の設置、トイレの洋式化をされました。吉佐美の3つの海水浴場は8月7日より開設中止がされているところでございます。

また、白浜大浜海水浴場の違法業者対策は、昨年同様のパトロールを実施され、また、これから全般を通じ、本年度の海水浴場の運営上の成果と問題点について、まず当局の見解を、所見をお尋ねをしたいと思います。

大変努力をされてきたと評価をするところでございますが、その結果をどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

観光地下田にとって海水浴シーズンは最大の観光イベントの季節であると言えます。コロナ禍により、今まで平均46日間の開設は、平均で30日となっていようかと思います。客数も昨年、41万3,310人が18万4,800人と報告がされているわけでございます。昨年の半数以下、50年代の150万人の海水浴客の来遊客から比べますと、大変な減り具合ということになってまいろうかと思います。入田浜海水浴場では7月23日から8月6日まで、4,300人の来遊客だと。昨年は2万3,255人だと、8月7日から8月いっぱいまでの来遊客を数えていないから、このような数になろうかと思うわけでございますが、やはり統計上は海水浴場を閉鎖したといいながら、地元では海水浴のお客さんはお見えになっているわけですので、合わせた統計が必要ではないかと思うわけであります。そして、この来遊客の統計について言えば、田牛地区の海水浴場よりも白浜大浜の海水浴場の来遊客が大変少ないと、昨年の実績のそういう数字になっているわけですが、どのような形で、この調査、確認をしているのか。統計上がやはりきっちりしておりませんと意味のなさない統計で、政策が立てられないと、こういうことになってまいるのではないのでしょうか。これは私だけではなく、前回の議会でも指摘がされてまいったところではないかと思いますが。既に海水浴場の、一部ではございますが、テレビで海水浴の海の様子を放映していると、こういうことからいえば、定時定点でカメラに映っている来遊客を確認することができるんじゃないかと。もう少し現実的な根拠のある統計を取る必要があるんじゃないかと思いますが、御見解をお尋ねしたいと思います。

また、吉佐美海水浴場の開設中止は、ライフセーバーの配置ができなかったと聞いているわけでございますが、大学生の皆さんを中心として、東京、横浜から来られることが多かつ

たので対応できなかったということであろうかと思いますが、やはり地元でのライフセーバーの確立、設立といいますが、そういうものが差し迫った課題であるということが反省点の大きな1つではないかと思うわけですが、その点をどのように認識し、どのように改善をしていこうとお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

次に、白浜大浜海水浴場の違法営業の実態と対策についてでございますが、白浜観光協会に8月21日、寄せられましたメール、8月、ホテル伊豆急を利用して、下田を3泊4日の旅行をいたしました、1日目はチェア2つとパラソル1個を借りて4,000円だ、2日目は5,000円だったと。そして何度も食べ物や飲み物を売りに来たと、これは公認の方なのかと、観光客からぼったくりをするような、このまちのイメージは改善してほしい。業者2社がとでも残念であったと、こうつぶっているわけであります。ここに書かれているようなメールの内容の実態が観光客の皆さんが明らかにしてまいっているわけでございますが、今年の状態はどうであったのか、ここに書かれているとおりであったのか、含めてお尋ねをしたいと思います。

次に、このような実態であるとすれば、どういう体制を取って解決をしていくのかという問題になってまいります。地元区及びホテル、旅館等の協力が必要でございます。不法営業者がはびこっている海水浴場だということを明らかにすることは残念なことであります。しかし、これはもう既に明らかにせざるを得ないような状態になっていようかと思います。地元のホテル、旅館、民宿等を通じて、そこにお泊まりの人たちにこの実態を明らかにして、不法業者から物を買わない、借りない、こういうことを宣伝をしていく必要があるのではないのでしょうか。

さらに、この違法業者はインターネット等で若者を募って、それこそワーケーションだという形で、海水浴をしながら利益を上げることが出来ますよと、こういうことで誘っているわけでございますので、違法業者に雇用されないように、若者へのこのインターネット全国配信をしていく呼びかけが必要ではないかと思えます。

さらに、海水浴客への浜地での案内と呼びかけ、チラシを昨年も作ったかと思いますが、そういうものをより一層検討して、残念でございますが、お客さんには楽しくこの浜で過ごしてもらい、海水浴を楽しんでもらうためには、そういう注意事項も必要ではないかと思えます。何よりも監視とパトロールを明確にしていく、課長さん方が土曜日、日曜日にパトロールをするという体制ではなく、きっちりと海水浴期間がパトロールができるような、不法営業者をきっちり注意をすることができるような体制が必要ではないかと思えます。違法行

為を中止させる行為の確立が必要ではないかと思います。レスキュー隊を確保していると同じように、不法営業やめさせるためのパトロール隊をきっちりと専門の職員を雇い上げると、こういうことが私は必要ではないかと思います。

さらに、下田市海水浴場に関する条例の整備についてでございますが、今年度の状況を見てみますと、爪木は池之段の海水浴場が区で運営されているようでございますが、やはり条例第2条への追加を検討する必要があるのではないのでしょうか。下田市全体の海水浴場として市がきっちりと責任を持つという姿勢が必要かと思います。

次に、客引き、デリバリー、例のバナナボート等はまさに客引きと言えるのではないかと思います。客引きやデリバリーの禁止について、条例第6条で趣旨はそうとうたわれていると思いますが、より明確にするとすれば、条例第6条(3)の前に、2号に掲げるもののほか市長が認める行為を(4)に繰り下げて、(3)として、何人も客引き及び注文取り、デリバリーの行為をしてはならない、これを加えたらどうかと。また、議論されてきました、入れ墨を露出することによる威圧等につきましては、条例に何人も海水浴場において入れ墨等を露出して他人を威圧したりという文言を挿入したらどうかと。あとは危険で風俗を害するおそれのあるたき火、野外パーティーなどの行為をしてはならないと。

この海水浴条例は、御案内のように市の責任を明確にしている条例でございます。そして各海水浴場を支部、区を中心として支部として運営をしまっている体制でございますので、やはりこの海水浴場に関する条例の規定に基づいて管理をしまっていきますことが、今日一番妥当な方向ではないかと考えているものでございます。

以上で趣旨説明を終わらせていただきます。

- 議長（小泉孝敬君） 質問者にお尋ねします。ここで10分間休憩したいと思います。よろしいですか。

ここで11時半まで休憩いたします。

午前11時20分休憩

午前11時30分再開

- 議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

続きまして、当局の答弁を求めます。

市長。

- 市長（松木正一郎君） 私のほうから、沢登議員の御質問の3点について、一つ一つ市長と

しての考えを述べさせていただきます。

コロナ対策については、議員が御指摘のとおり、昨日の議会において新しい下田モデルに取り組んでいるところでございます。現在、その内容については、関係各課を集めたプロジェクトチームで練っているところでございまして、前回の夏のシーズン、海水浴シーズンのときのあの下田モデルを強化したものにすることとしております。

2点目、公益財団法人下田市振興公社につきましては、文化のまちづくりを進めることが大切との観点、さらにそれができるのが下田であろうということから、11月18日に文化まちづくり懇談会というものを行って、沢登議員にも御出席いただいたところでございます。文化活動を担っていらっしゃる多くの皆さんに御参加いただきまして、今後、皆さんの活動をつなげて、そして下田を活性化する、その場所として数多くの施設がございますので、振興公社とともに、その活性化とまちづくりの両方がウィン・ウィンになるように努めてまいります。

3点目の海水浴場の健全化です。海は下田市にとって大切な自然的財産であるとともに、下田市のイメージの象徴でもございます。毎年多くの観光客がいらっしゃって愛されています。したがって、その健全化は市にとっても最重要課題と捉えております。

しかしながら、御承知のとおり、これまで長い間、解決がなされていません。条例についてもなかなか強化ができていません。それは数多くの課題があるからだと思います。その課題をどうやって解決していくのかについて、今後市はもとより、地域の方々、それから議員の皆様にも御意見を頂戴しながら進めてまいります。

詳細につきましては関係課長から御説明いたします。

- 議長（小泉孝敬君） 防災安全課長。
- 防災安全課長（土屋 出君） 私のほうからは、1番目のコロナ禍を乗り越えるために、感染拡大の第3波到来をどのように直視されているのでしょうかの質問にお答えしたいと思います。

昨日、江田議員の質問に市長が答弁しました。重複しますが御了承ください。

これから冬を迎え、低温、乾燥によりインフルエンザや風邪などの感染リスクが高まります。また、G o T oキャンペーンや年末年始の旅行や帰省、さらには河津桜まつりなど、多くの観光客が訪れ、感染拡大を防ぐという点では難しい時期を迎えます。夏に比べ、現在は首都圏を中心とした感染爆発、G o T oキャンペーンによる観光客の増加、県内でも静岡市や伊東市など感染拡大が進み、既に医療体制が逼迫しているなどリスクがさらに高まってい

ます。

プラス要因としますと、コロナウイルスのことが少しずつ明らかになってきており、隔離レベルの低減やかかりつけ医の前線参加、県と消防による患者搬送に係る協定の締結を進めており、下田モデルにその後の状況変化を踏まえ、さらなる改善を加えた新しい対応策を検討しているところでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

○市民保健課長（井上 均君） 私のほうからは、コロナ禍で危機管理体制についてについて御答弁させていただきます。

まず最初に、大規模、地域集中的検査、社会的検査の実施のための体制についてでございます。御存じとは思いますが、新型コロナウイルス感染症は第2類相当の感染症で、PCR検査等、検体の採取につきましては、感染法上、第16条の3により県の責務となっておりますが、詳細を確認いたしましたので御説明をさせていただきます。

大規模、地域集中的検査が必要な状況と言えるクラスター発生時には、静岡県による疫学調査の結果に基づき行政検査が実施されます。具体的には、順天堂静岡病院での院内感染から端を発し、伊豆の国市での市中感染を懸念する声が上がリ、飲食店や宿泊施設等を対象に静岡県が導入した抗原検査機の活用と県庁クラスター班の活躍により1,175人の抗原検査が実施されました。昨日から伊東市でもこのように実施されています。クラスター発生時の大規模、地域集中的検査体制につきましては、県のほうで整備はされておりますが、市のほうと連携しているところでございます。

次に、社会的検査につきましては、高齢者施設等への重点的な検査の徹底の要請というのが11月19日、国から県のほうに通知されております。詳細につきましては、感染者が多数発生している地域等においては、高齢者施設等の入所者または介護従事者等で発熱等の症状の者の検査を実施すること。施設内で1人でも陽性が判明した場合、施設入所者及び従事者全員の検査を実施することとなっております。

続きまして2点目、感染追跡を専門に行うコンタクト・トレーサーを確保し、保健所の体制及び協力を強化することについてでございます。コンタクト・トレーサーとは追跡支援者のことで、アメリカで活躍されている仕事というふうに伺っております。コロナ患者との濃厚接触者を探し出しPCR検査を勧めたり、隔離を促したりする仕事のようなものです。日本でも世田谷区が保健所の方たちが対応しているPCR検査の手配や、患者を病院や宿泊療養施設

に送り届けたり、濃厚接触者の追跡などについて検討されているようです。本地域についても活用できるか、今後勉強してまいりたいと思います。

保健所との協力強化につきましては、下田市新型インフルエンザ等対策行動計画に定めております情報収集、情報提供、蔓延防止、医療等及び市民生活・地域経済の安定の確保という項目がございます。こちらにつきまして連携を強化し、実施することとなっております。併せて下田地区消防組合と静岡県において陽性患者の管外搬送に関する協定について締結に向けた協議を進めているところでございます。

次に、医療崩壊を起こさないよう、地域医療を支える援助と市町が必要な宿泊療養施設を確保することについてでございます。医療崩壊を起こさないよう、地域医療を支える援助につきましては、高齢者へのインフルエンザワクチン接種の助成、高齢者の長寿命延伸、社会参加の促進など、健康維持を目的とした講座の開催。医療及び介護関係職種を対象とした新型コロナウイルス感染症予防講座の開催などをこれまで進めてまいりました。医療、介護、介護予防、日常生活支援など、高齢者の皆様が自立した日常生活が営むことができるよう、今後も地域医師会など、多職種の皆様と連携し、今後の支援策を考えてまいりたいと思います。

また、市町が必要な宿泊療養施設の確保につきましては、陽性患者のうち軽症者や無症状者を対応する宿泊療養施設につきまして、静岡県により借上げ等が決定されることになっております。現在、静岡県内には東部のジャストワン裾野、156室、それから中部、西部のほうで確保されております。加え、11月27日、県知事からの記者発表にもありましたが、西部のリッチモンド浜松、213室の確保が新たに確保されることから、県内の宿泊療養施設は、県が目標とした450室を上回る592室になるようでございます。11月30日現在にはなりますが、県内の感染者の確認につきましては、延べ1,668人。病床の状況でございますけれども、確保病床354床に対し、入院患者数199人、病床占有率が56%。確保宿泊療養施設379室に対し、利用者60人、施設利用率15.8%。なお、リッチモンド浜松を新たに含めると、施設利用率は10%。自宅待機者は277人。以上のことから、宿泊療養施設は整備目標を満たしておりますが、病床占有率が50%を超え、病院等の医療提供体制の逼迫が強く懸念されることから、県のほうでは宿泊療養施設を有効に活用して医療体制の維持に努めていくとされております。

私のほうからは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。

○観光交流課長（長谷川忠幸君） 私のほうからは、コロナ禍を乗り越えるためにの中で、観

光の現状、あとはコロナ禍での海水浴場の運営についてお答えさせていただきます。

市内観光関連業者、事業者の現状につきましては、宿泊施設においては4月から10月までの宿泊実績で前年度と比較して44.5%の減少となっております。また、観光施設におきましても53.4%の減少となっております。一方、9月、10月の実績では前年同月と比較して、宿泊施設で11.4%、観光施設で24.5%の増加が見られます。例年、来遊客や宿泊客の落ち込むこの時期に伸びが見られる要因としましては、G o T o トラベルによる旅行者の増加や観光協会において実施したO T A事業やP R事業による効果と考えます。新型コロナウイルス感染拡大の第3波の影響により、今後の動向が不透明な部分もございますが、関係団体と連携を密にして対応してまいりたいと考えております。

今夏の海水浴場入り込み状況につきましては、吉佐美3浜に関しましては7月23日から8月6日の15日間の集計となっております。一方、田牛海水浴場に関しましては、7月18日から8月30日の44日間と3倍近い開設期間となっております。また、吉佐美3浜の開設中止により海水浴客が流れたことによる影響も増加につながっていると考えております。なお、海水浴場における入り込み状況のカウント方法としましては、全国的に使用されています日本観光協会のガイドラインにのっとり集計しております。

続きまして、ライフセーバーの体制確立につきましては、今年度は新型コロナウイルスの感染症拡大の中、各支部及び下田ライフセービングクラブなどの御協力により、安全確保に努めてまいりました。来年度の監視体制につきましては、下田ライフセービングクラブの体制強化に向け、地元住民の参画を促進するとともに、各種ガイドラインの見直しなど、安定した管理体制の確立に向けて取り組んでまいります。

宿泊施設やインターネット、浜地などにおいて違法業者への注意喚起については、今後、効果的な手法を検討してまいります。

海水浴場の監視やパトロールなどにつきましても、引き続き取り組んでまいります。さらに今後、効果的かつ実情に沿った条例改正に向け、関係機関とも協議してまいります。

池之段浜の海水浴場追加につきましては、地元須崎区と協議し、地元の意向を尊重した結果、追加しないこととなりました。

客引き、デリバリー、入れ墨の露出などの禁止行為の条例の追加につきましては、関係機関と協議を進め検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

- 産業振興課長（樋口有二君） では、私のほうからは、コロナ禍を乗り越えるためという中の、観光を先ほどお答えいただきましたけれども、その他地域経済への影響についての認識と、また感染予防に係る協力金の支給などについて、支援をすることについてお話をさせていただければと思います。

新型コロナウイルスの影響、非常に大きいところでございます。私たち下田市の経済にとっても非常に厳しい状況であるというところは、皆さん、疑いはないところだと思います。今年の4月から10月までの状況を前年度の同じ期間、前年度の4月から10月までと比較いたしますと、漁業の水揚げ高につきましては、前年度比で約30%の減少。同じく農業の販売額につきましては、前年度比で約38%の減少となっております。非常に厳しい状況であるということが分かります。

そういったところで、先ほど議員からもありましたけれども、コロナウイルス感染症拡大防止の協力金については、今年度の春から夏までにかけて非常に多くの方々に御活用いただいたものでございます。一応836件ございました。

現在はそういったコロナと戦うという意識の高まりもあると思います。市内の企業、事業所の皆様は、非常に主体性を持って、皆さん、持続的に感染予防対策に取り組んでおられるところでございます。市としましては、そういった方々への支援ということで、各事業所さん、各店舗さんにおいて、お客様をお迎えするに当たって、これからもまだまだ影響は続くと思われる中で、持続的に感染拡大の防止の対策を支援するということで、施設の設備改修ですとか、空気清浄機などの備品の購入に対する補助制度を創設してございます。8月初旬から開始いたしまして、来年1月まで申請を受け付けているものです。

これから冬になりますと、コロナに限らず、様々な感染症などの流行するシーズンとなっております。県内でもクラスターが発生しているなど、さらなる拡大が危惧される中、いま一度、市内の事業所の皆さんも気を引き締めて警戒していかなければいけない状況だと思っています。そういったところで、市としましても、先ほどのそういった支援を通じて、事業者の皆さんが引き続きコロナ禍の状況においても強く経済活動を維持できるように、こういった事業者支援に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 生涯学習課長。
- 生涯学習課長（鈴木美鈴君） 私からは、コロナ禍から暮らしと営業を守る施策についての文化会館などの休館等による取組により文化芸術活動やスポーツ、イベントに与えた影響に

に対する認識と、文化会館、スポーツセンター等の利用料の減免について答弁させていただきます。

まず、影響に対する認識ですが、未曾有のコロナ禍の中、当初は科学的知見や実績の蓄積も少ない中で、文化芸術、スポーツ、イベントについては全国的に自粛されていました。下田市におきましても利用者の安全を最優先に考え、関係機関と協議した上で休館などの取組を実施してきたところでございます。今後もコロナの感染状況に注視しながら、感染防止対策の下、安全と社会活動の両立を図ってまいります。

減免につきましては、文化会館やスポーツセンターの経営は下田市振興公社により指定管理されており、その経営は厳しい状況です。こうした中で、文化芸術活動やスポーツの支援につきましては、感染防止対策等のサポートにより、その活動を支えてまいります。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋武義君） 私からは、コロナ禍を乗り越えるために施策について、下水道料金の減免についてお答えさせていただきます。

下水道使用料の減免につきましては、下水道が整備された区域に限られた支援策となってしまうことから、公平性の観点から慎重に検討してまいります。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） それでは、私のほうからは、コロナ禍を乗り越えるための中、ふるさと納税返礼品の商品化及び国に要求に関して答弁させていただきます。

まず、ふるさと納税返礼品の商品化につきましては、ふるさと納税の拡大を目指す中で、地域産業への寄与に配慮し、返礼品に農林水産物を積極的に活用してまいります。

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策に関する国への要望、支援策の要望につきましては、静岡県市長会、東海市長会を通じ、全国市長会から国へ新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言として提出しております。提言項目といたしましては、国と地方の緊密な連携について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充について、必要な物資の調達について、医療提供体制の確保と財政措置等の拡充について、小中学校の休業再開について、地域経済対策について、雇用調整助成金の拡充等について、地方財源の確保について、様々な多様な提言をしているところでございます。

今後も新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するためには、国からの支援措置が不可

欠であるため、市長会等と連携を図り要望してまいります。

私からは以上です。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） 私のほうからは、下田市の公益財団法人下田市振興公社の活用と消費税の節税について答弁をさせていただきます。

まず御質問の、どのような法人とお考えでしょうか、下田市の振興についてどのような役割を果たして、また現在、担っているとお考えでしょうかに対する御答弁をさせていただきます。議員のおっしゃるとおり、下田市振興公社は国際交流、環境美化、健康づくり等を行うこと、また、市の公の施設を管理し、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的として設立されたものでございます。管理する施設の特性を生かして、音楽、文化の向上や、地域の文化拠点として、また、スポーツの普及や健康づくりなど、市民の健康増進事業を支えていただいているところでございます。

次に、コロナ対策として施設を閉鎖していた分の使用料の補填はどのようになっているかという御質問でございますけれども、令和元年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による各施設の利用料の減額に伴いまして、指定管理協定のリスク分担分として、敷根公園で87万1,000円、市民スポーツセンターで44万2,240円、市民文化会館で51万8,570円を指定管理料として増額いたしました。本年度につきましても同様に使用料の収入減と管理経費の減を調整いたしまして、指定管理料を増額する予定であります。

それから、次の御質問でございますけれども、公社をより一層活用する方針は立てられているのでしょうか、その所管課はどこで、どのように検討されているのでしょうかという御質問でございますが、公の施設の指定管理者制度は、公共的サービスにおいても、民間の事業者が所有するノウハウを活用することが、その施設にとって有効であるとして導入されたものでございます。市の各施設をもっと活性化し、市民に多く利用していただくために、振興公社と協力して、これからも取り組んでまいります。

3番の、消費税の節税についての御質問でございますけれども、昨年の12月議会におきましても御答弁申し上げましたが、指定管理者制度における指定管理料につきましては、下田市が指定管理者からサービスの提供を受けた対価でございます。その中には施設の管理費だけでなく、当然に施設を管理運営するための人件費が含まれるものでありまして、これは消費税法における資産の譲渡等に該当するもので、課税対象となるものでございます。

私のほうからは以上といたします。

- 議長（小泉孝敬君） 質問者にお尋ねします。ここで休憩したいと思いますですが、よろしいでしょうか。

午後 1 時まで、13時まで休憩いたします。

午前 1 1 時 5 8 分休憩

午後 1 時 0 分再開

- 議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

沢登議員の質問の前に、その前に矢田部議員に対する当局の説明が少しありますので、それをちょっとお願いします。

統合政策課長。

- 統合政策課長（平井孝一君） 貴重なお時間をお借り、申し訳ございません。

先ほどの議員の御質問の前に、1 か所、すみません、訂正をさせていただきたいと思えます。

稲生沢川の洪水の想定に関しまして、最大降雨量15時間当たり、私は678.5という、議員がその後、発言していただいたことが正しいのに対し、私は当初説明を687.5ミリと申し上げました。矢田部議員の御発言のほうが正しいので、678.5と議員がおっしゃった、そちらのほうが正しいので、大変申し訳ございませんでした。

それと、位置に関する問合せでございますが、戻りまして担当係のほうに再度確認したんですけれども、一般市民の方からの位置に関する問合せはないということでございました。しかし、関係機関とはちょっと違いますけれども。

- 5 番（矢田部邦夫君） あったでしょ。

- 統合政策課長（平井孝一君） ないと言っておりました、一般市民の方から。

- 5 番（矢田部邦夫君） 一般市民はない。

- 統合政策課長（平井孝一君） ない。関係機関とはちょっと違いますけれども、建設業界の関連の方からは問合せがあったとのことです。ほかはないとのことです。それはちょっと再度確認したところ。

以上でございます。すみませんでした。

- 議長（小泉孝敬君） これでよろしいですね。

それでは沢登議員、質問のほうを始めて結構です。

13番 沢登英信君。マイクを近づけてください。

- 13番（沢登英信君） 先日頂いた資料で、4億9,700万円からのこの臨時交付金を頂いて、7億3,200万円の事業展開をしてきたということで、それなりの評価をしたいと思うわけですが、実態的には、その半分以上がコロナが済んでから、どう経済対策を進めていくかと、こういうものだろうと思うんです、GIGAスクールにしましても。そして現時点では大変コロナの拡大で、年が越えられるだろうかと、こういう事態を、もう危機的な事態を迎えていますので、やはり直接的な支援体制が必要だというのが私の意見でして、ぜひともそういう点で充実していただきたいとひとつ思うわけです。

国のほうは御案内のように、第3次の臨時交付金等々の議論も既に始まっているところではないかという具合な予測をしているところでございますけれども、それで11月の臨時会でも、65歳以上の方のPCR検査を1日2件ぐらひはメディカルでもできますよと、こういうことで190人分でしょうかね、380万円、お取りになっているようでございますが、自分も78になりますけれども、なかなか受けようという気にはならないと。何人の方が受けようという気になるのかなと、こんな思いであろうと思います。

実際、具合の悪いときには診療として検査ができるという、こういう仕組みになっていますので、今そういう意味で必要なのは、社会的な人たちに、何か看護師さんとか、お医者さんとか、あるいは介護士さんとか、幼稚園の先生、保母さん、あるいは介護施設のヘルパーさん等々含めた、そういうその人たちが感染すると、その職場が大変なことになるといいですか、拡大をしてしまうという人たちに対する検査ということが特に必要ではないかと思うわけです。そういう意味での検査がこの施策の中に残念ながら欠落しているんじゃないかと思います。そういう点はぜひ、さらに一層、強化をしていただけないかということで、あるいはそういう点は沢登の思い過ごしで、こういうところで県の調査ができるんですよと、こういうことなのかと。

今、保健所の保健師さんが大変少なくなって、各町村の保健師さんが多くなっているという実態になっていると思うんです。母子保健だとか、予防注射だとか等々の体制を各市町村が取ってきていると。ですから、追跡をしていくというような形でのトレーサーの仕事等は市の保健師さん等々、県の保健所と協力体制をして、そういう事態になったら体制ができないのかと、こんな思いもしているところでございます。

さらに直接的な費用ということになりますと、国に対してはぜひとも消費税をこの期間、課税しないようにするということが一番大変な所得の少ない人にとっては大きなメリットになってくるわけですので、ぜひともそんな要望も市長会やいろんなことを通じて進めていっ

ていただきたいという具合に思いますが。

具体的には、水道料は免除しているけど、下水道は免除しないというのは、これはやはり公平性の観点で、全部の地域が下水道を引いているわけではないから、こういう理由を立てられているようですけれども、やはり下田の河川を通じた港湾の環境をきっちりと整備してこうと、こういう面で下水道が引かれて、そのために水道料以上の使用料を払っていると。観光施設関係、旅館、ホテルが多く建っているのは、この下水道が引かれている地域ですので、そういう意味での固定費を援助していくという意味合いからも、下水道料金の支援というのはぜひ必要ではないかと思うわけです。これは下水道、単純に減免しろじゃなくて、臨時交付金等を使って、国の財政を使ってそういうことをやってほしいということで、当然、独自の財源がなければ、下水道財政がパンクしてしまうということは理解をしているわけですが、そういう施策が必要ではないかと思います。

それで、3万円の予防費については、ぜひとも1度限りではなくて、2波、3波と来ているわけですから、そういう体制が必要ではないかと。

そして、やはり学校をかつて休みにして、放課後児童クラブ等々の方は大変な思いをしてきたと思うんです。今、保健師さんや、そういう方に一定のボーナスというんでしょうか、奨励金を出そうというような方向も打ち出されてきているわけですので、そういうような直接的な支援を具体的に吟味をしていただきたいと。どうしてそういうことを検討されないのかなというのが第1点目でございます。

それから2点目の振興公社ですけれども、例えば自分も平成8年から14年までだったかと思いますが、振興公社の事務局長で、市民文化会館の館長を務めさせていただきました。爪木崎の花園も、ノズイセンも振興公社が関わる事業でございました。その中で、夏場の駐車場が混雑するからということで駐車料金をもらうような仕組みをつくった。もう一つは、あそこの中に花園がございますが、パパイヤだとかバナナを育てているんです、ブーゲンビリアなんかもありますけれども。冬の寒いノズイセンを見に来て、体が冷えますので、そこで温まってって、南国のこの様子を味わっていただくと、こういうことですが、これらもやはりただ見せるだけではなくて、パパイヤのジュースが出るとか等々の、振興をどう図るかという観点が全くなくて、建物の屋根が危ないからといって直しましたけれども、それらをどう観光に生かしていくかという観点が全く欠落しているんじゃないかと思うわけです、爪木の例を取りましても。下田公園にしても、どこにしてもそんなことですので、ぜひともこれは公社と下田市の連携をより深めて、人事の面でもそれなりの人を公社に送り込

むと、こういう体制を取らないと下田の振興は図れないということになってまいるのではないかと思います。

消費税の問題ですが、先ほど課長の答弁で、指定管理で考えると人件費は資産の譲渡であるので、沢登の言うことは間違いですよと、こういうことですが、間違いなら何で13年から17年までそういうことをやっていたんだと。しかも名古屋国税局のお膝元である豊田市がそういうことをやっているんですよ。そんな間違っただ理論に執着しているんじゃないくて、沢登の言っていることが間違いだと思うんなら、税金の話ですから、国税局に問い合わせたらどうなんですか。何で国税局に問い合わせないんですか。自分の勝手な考えで、しかも間違っただ考えですよ、私に言え。28年の井上、名前言っちゃ悪いけど、前担当者が現地、豊田市まで行っているんじゃないですか。そして当時は公社の監査委員でもあり、市のあれでもあると思いますけど、佐野会計士、佐野靖晃さん、今は晃一さんが、それはそういうことはできますと、しかし指定管理で3年の期間があるので、その中途でやるのはまずいから、期間の更新のときに沢登が言うようなことをやったらどうですか、こういう答弁までいただいているんじゃないでしょうか。前任者からそういう話を聞いていますけれども、全く沢登の言うことが、これは法的に違法だという見解になるわけです、課長さんの答弁の内容は。1,190万円もの金を消費税で国に払うのがいいのか、その金を節税して、市民のサービスのために払うのがいいのか。この問題提起をどのように受け止めているんだと。間違いであるなら間違いだという結論を……。

議長（小泉孝敬君） 沢登議員、5分前です。

○13番（沢登英信君） 明らかにしていただきたいと思うわけであります。

次に、コロナの海水浴場ですけれども、ぜひともこれはパトロール隊をきっちり組織していただくということが基本的な解決になると思うわけです。不法業者の罪を問うということではなくて、不法行為をやらせないという、ここがポイントだと思うわけです。浜地にボンボンベッドを持ち込んでも、その借り手がないように、その周りをロープで囲むだとか、そこにお客さんが行かないようにするだとか、そもそも浜地に持ち込ませないような仕組みをすればいいだけのことだと思うんです。そういうことを市が真剣になって体制を取ろうとしているのかどうなのか。そういう課題は事務を取っている市長さんや課長さんに全てやれと言っても、できない仕事になってくるわけです。そういうことを専門にできる方を臨時の職員として採用して対応を取ると、こういうことが必要になってくるんじゃないかと思いませんけれども、いかがでしょうか。

○議長（小泉孝敬君） 市民保健課長。

○市民保健課長（井上 均君） それでは、私のほうからは、新型コロナの医療面についての御質問が幾つかございましたので、答弁させていただきます。

まず最初にですけれども、臨時交付金を活用して11月臨時議会で65歳以上のPCRの自主検査、190人の関係、もう少し枠の拡大ができないかというふうな御質問かと思えますけれども、今回、自主検査のほうをやらせていただきましたのが、やはりこの医療の崩壊を招かないようにというところからやらせていただいております。現在、最新情報なんですけれども、静岡県の11月に新型コロナの陽性患者は1,000人を超えました。そのうち65歳以上の割合が現在23%と、9月の頃は8%ぐらいだったんですけれども、非常に60歳以上の感染者が今、非常に増えているというところから、私たちは対応できるPCRの財源を、やはり医療崩壊を招かない、重篤化しやすい方にやはり最優先でやっていくべきではないかというふうなまず1点目は考えます。

2点目に、保健師さんの支援というお話でございましたけれども、確かに昔と比べると市の保健師は増えておりますが、ここに来て退職、それから退職後の採用でのちょっと不補充、採用がなかったということで、これまでよりも2名程度、下田市のほうも今、少ない状況で、今、市のほうの保健師も今不足の状態でございます。なお、国のほうでは1,000名程度の保健師を各都道府県のほうへと派遣制度というのができたようでございます。各都道府県のほうで手挙げをすると支援をするというふうに伺っておりますので、そちらのほうを活用されればというふうに思います。

それから最後に、施設のほうでの対応なんですけれども、先ほどちょっと申しましたけれども、例えば高齢者施設、介護施設等で1人でも陽性患者が、施設に入られている方、もしくは従業員の方で一人でも出た場合には、全てが行政検査としてPCR検査、もしくは抗原検査を全てやることとなります。併せて、施設内で今度は消毒とか洗浄、こういうところも新たに国のほうで支援することになりました。ですので、私たちのほうもその辺の情報を、できるだけ介護、それから高齢者施設のほうと連絡を密にして、情報のほうは提供してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 統合政策課長。

○統合政策課長（平井孝一君） 臨時交付金に関しましては、議員よりさまざまな提案いただきありがとうございます。臨時交付金につきましては、これからの3次配分の見込みも想定

し、11月に補正予算を組ませているところでございます。しかしながら、先ほども申し上げましたとおり、コロナウイルス感染症、万全を期するためには、国の支援が最重要と思っております。市長会でも臨時交付金の拡充についても要望しておりますので、引き続き要望に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋武義君） 下水道料金の減免につきまして、下水道事業の目的といたしましては、公衆衛生の向上に寄与しまして、併せて公共用水域の水質の保全に資するためとされてございます。区域外の方々の多くは、浄化槽を設置していると思われるので、下水道を接続されている方々と同じ公衆衛生の向上とか、あと公共用水域の水質の保全に寄与されているものと思われる。したがって、接続されている方々だけの限られた支援策でいいのかとかという、そういう問題がございます。同様に浄化槽の接続の方々もやはり公共用水域の保全という効果があるのにもかかわらず、公平性が保てるのかという問題がございますので、こういった観点を整理しまして、慎重に検討する考えでございます。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） 国への要望の関係で、消費税の廃止についてというお尋ねでございますけれども、現在の消費税10%のうち3.72%は地方分でございまして、その使途といたしまして、年金、医療、介護、子ども・子育て支援の社会保障の財源として、また地方交付税の財源として使われているものでございます。そのようなことを考慮いたしまして、今後、国への要望等につきましては慎重に検討したいというふうに思っております。

それから、指定管理料と消費税のことでございますけれども、先ほどの他市の例を見て、補助金と人件費の関係でございまして、昨年度も申し上げたと思うんですが、そのやり方、手法につきまして、何度もあちら側の外部監査で指摘を受けているという経過がございます。それを受けまして、下田市のほうでも状況を確認したんですけれども、現在の形、指定管理料の中で人件費を補助金として別に分けて支払うということではなく、指定管理料として支払うということで、今回も予算のほうも上げさせていただいていますし、今回、指定管理者の指定ということで議案のほうも上げさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

- 産業振興課長（樋口有二君） 私のほうからは、感染拡大の防止の協力金についてでございます。3万円について、春の頃から夏の頃にかけて、約836件を配付したわけでございますけれども、今まさに議員おっしゃるとおり、第3波が来ているということは認識してございます。先ほど統合政策課長からもありましたとおり、これから3次のまた交付金の検討もまだ国のほうでは続いているところです。我々としても、現在のところは先ほど申し上げたような、そういった長期的な、コロナの影響は続くと考えられる中で、持続できる対策を各事業所に進めてほしいということではやっておりますけれども、以降の過去の感染の状況を見ながら、かつ交付金の交付の状況を見ながら検討はさせていただきたいと思います。

以上です。

すみません、あともう一点、爪木崎の温室花園のお話がございました。御承知のとおり、昨年度、耐震補強工事をいたしまして、人が安全に入れるような施設になったところではございます。先ほどは活用とおっしゃいまして、実際に地元の須崎区さんとはその活用を何かできないかという議論は進めさせていただいております。具体的に先ほど議員がおっしゃったように、中で何か飲み物を提供するですとか、そういったスペースを設けるですとか、そういったことも含めて、爪木崎にもっと人が来るような、そういった仕組みを地元区の皆さんと協力しながら検討していきたいと思っています。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 観光交流課長。
- 観光交流課長（長谷川忠幸君） パトロール隊の設置の件なんですけれども、多い課題の中の1つとして取り組んでいますので、効果的な方法があれば、それをやっていきたいということでございます。

また、議員提案の持ち込まない仕組みということで、その辺もいろんな関係機関と協議しながら、効果的な方法があれば実施していきたいなということでございます。

以上です。

- 議長（小泉孝敬君） 13番 沢登英信君。
- 13番（沢登英信君） 慎重に検討したいと思うというのは、これはやらないという意味だろうという具合に思いますけれども、本当の意味での慎重に検討していただきたいという具合に思います。

爪木のことについて言えば、かつて近所の畑をやっているおじいさん、おばあさんたちが、スイセンを植えて、それを売店で売ると、こういうような仕組みもありました。ぜひともそ

ういう意味では爪木の公園のほうで、そういったスイセン等を買ってあげて、お客さんに提供をすると、販売をすると、こういうような仕組みも含めて、いろんな意味での活性化をして。というのは、お客さんはせっかく爪木へ来て、爪木に来たよというお土産といえますか、そういうものを、1,000円以下のものを、買いやすいものを欲しいというような気持ちにあそこへ行きますとなるんじゃないかと思います。そういう振興を図るということが、振興公社がやってきたものが、そういうものがほとんど今日やられていないと。市の公の施設を造れば、あとは地元に管理をしてもらうんだと、こういう体制ではまずいんじゃないかという問題提起をしているわけです。ぜひともこの点は副市長さん、市長さん含めて、公社の活用を、人材の派遣も含めて御検討をいただきたいと、そういうことをしなければ、下田の全体の活性化、振興というのはなかなか図ってまいらないのではないかと思います。

それから消費税の課題については、外部監査でいろいろ指摘をされた。それは弁護士さんや会計士さんがいろんなことを言います。しかし肝腎の豊田市や豊田市の振興公社はどういう判断をしていますか。名古屋国税局が認めているんですから、それ、やりますよと言って、現在もやっているんでしょう。それはですから課長さんと同じように、これはおかしいんじゃないかと思う会計士さんも弁護士さんもいらっしゃると思いますよ。しかし、それは監査委員ですから、監査委員の監査の結果を当局は認めていなくて、国税局に出していると。国税局はそれを認めているという、こういう現実をしっかりと見てくださいよ。そういうことの中で、さらに疑問があるなら、当事者なんですから、こうこう、こういうことはどうですかということの質問を国税局に出すことができるわけです。その質問をどうして課長さんは出さないんですか、当局は出さないんですか。沢登の言っていることは間違いだと。それならちゃんと担当者である国税局に問い合わせ、こうこう、こうこう、法律のここのこれで間違いですよと、できませんよと、これなら納得しますよ。そういうこともしないで、既に自分が担当にあったときにそういうことをやっていると、豊田市や駒ヶ根市でやっているという事実を示しても、それを納得しないという。この姿勢というのはどこから、その確信というのはどこから出てくるんですか。ちゃんとせめて国税局に問い合わせてみてくださいよ。それをお約束できませんか。

○議長（小泉孝敬君） 総務課長。

○総務課長（日吉由起美君） 国税庁に問い合わせるということでございますけれども、消費税の問題、下田市は納税義務者ではございませんので、それが1点。

それから税務署のほうで一応お尋ねしたことはございます。ございますけれども、事前に

それがいいとか悪いとかという判断はされないということで伺っておりますので、そういうお答えをさせていただきたいということでございます。

- 議長（小泉孝敬君） 沢登議員、もう時間ですから。あと7秒ですから。
- 13番（沢登英信君） 国税局へちゃんと書類で問い合わせることができるような仕組みがあるんです、税法の中で。
- 議長（小泉孝敬君） 時間です。
- 13番（沢登英信君） それをちゃんとやってください。
- 議長（小泉孝敬君） はい、時間です。

これをもって、13番 沢登英信君の一般質問を終わります。

次は、質問順位6番、1、鳥獣被害の対策強化と持続可能な自然との共存について。

2番 中村 敦君。

〔2番 中村 敦君登壇〕

- 2番（中村 敦君） 2番、令和会、中村 敦、議長通告に従い、趣旨質問させていただきます。

鳥獣被害の対策強化と持続可能な自然との共存についてです。

今年の春から夏、秋にかけての野生鳥獣による被害は、例年にも増して目に余るものがありました。農作物への被害は稲などの穀類から葉物、根物、山間地ではかんきつ類やシイタケ、昔は鹿が食べないとされていたワサビにまで近年は及んでいます。

今年9月には中心市街地で1メートル16センチ、72キロ、通称、アンジェリカと呼ばれたイノシシが捕獲されました。これは1年半もの間、連日のように夕方明るいうちから町なかを歩き回り、町なかに寝所まで決まっておりました。2年越しの捕獲作戦であり、おなかには6頭の子がいました。あと1か月遅ければさらに大変なことになっていたでしょう。いきなり街角で鉢合わせになったり、ウリ坊を連れて警戒心が強くなったり気が立っていたりしたら人を襲うことがあります。人的被害が出なかったことが幸いでした。しかしその後も次の個体が姿を見せるとの報告もあり注意が必要です。

猟友会によれば野良猫への餌づけが原因と思われるとのこと。また、宅地への侵入と庭の植木鉢の食い荒らし、下田公園でもそこらじゅうが掘られ荒廃し、公園下への落石の原因にもなっております。今朝、通報を受け、小山田公園を見てまいりました。小山田公園もひどく荒らされておりまして、一面に芝が張ってあるのですが、そこらじゅう剝がされていて、あと1年もしないうちに芝がなくなってしまうかもしれません。しかし、今日も朝から

小さい子を連れた親子が遊んでおりました。非常に市民生活が脅かされております。

浜崎地区では小中学校の校庭へは明るいうちから度々出没が見られますし、白浜だけかもしれないませんが、通学路へのイノシシと猿の出没はさらに頻繁です。地域の学童の安全が脅かされております。

神戸市では六甲から下りたイノシシがゴミ集積場を荒らしたり、買物袋を提げた人から食料を奪う事例まで発生しており、市当局が嚴重注意を呼びかけております。

また、イノシシによる道路の切り通しやのり面の崩壊が随所に見られ、ただでさえ保守の追いつかない市道、旧道などは道幅が狭くなり、数年前まで通れたミカン畑へ続く農道が歩くことさえままならないような状態になっているところもございます。

鹿による食害は下層植物を消失させ、植生の多様化が失われることは本来森林の持つ国土保全機能を低下させ、海の豊かさにも影響します。豊かだった自然環境と穏やかな生活環境が脅かされています。

農林業においては剥皮、これは皮を鹿が食べてしまう行為ですが、剥皮や食害による生産性と生産量の低下、それは生産者の生産意欲の減退につながり、離農を加速します。事実、鹿やイノシシのために作っているようではかばかしいから辞めたと、そういう声も聞かれますし、耕作放棄地は生息地となり、さらに個体数を増やす原因になる悪循環を生んでおります。

本格的な農家でなくても畑仕事はこのまちの多くの高齢者の生きがい、やりがいです。これを奪われることで心身の健康、健康寿命が脅かされています。

交通においては交通車両との衝突事故が散見され、市民はもとより来遊客を危険にさらします。イノシシや鹿をひいたときの衝撃はすさまじく、市民の生命と財産が脅かされています。

このように鳥獣による被害は多岐にわたり自然環境、生活環境、そして市民生活そのものを脅かす事態にまで、ついには発展してしまっております。被害の数値化は難しいとは思いますが、市の報奨金対象となる鳥獣駆除数ベースで言えば、イノシシで前々年度比32%増、前年度比35%増と、本年度が顕著に増加していることが見て取れますし、鳥獣害への問合せや要望の電話が例年よりも特に多いと聞いておりますことから、当局も肌で感じているところと思われます。

早くからこの事態を予測していた農林水産省と環境省の施策がございます。平成25年、国の農林水産省と環境省は、抜本的な鳥獣捕獲強化対策を打ち出し、イノシシ、鹿の生息頭数

の10年後までに半減を目指すとししました。平成30年、静岡県は、鹿による農作物の食害を減らすべく、伊豆・富土地域での生息数を計画当時の推定約5万1,000頭から4年間で1万頭まで減らす野生鳥獣緊急対策アクションプログラムを公表しました。従来の対策強化に加え、奥山での捕獲、GPSつきの首輪で生態把握などで生息数の減少を図るものです。被害額を当時、年間3億3,000万円から2億9,000万円まで軽減することを目指すとししました。

環境省のガイドラインによれば、ニホンジカの適正密度は1平方キロ当たり5頭。しかし伊豆地域の生息数は1平方キロ当たり約27頭と大幅に上回っております。原因はいろいろ言われておりますが、天敵のいないことによる個体数増、唯一天敵と言えた狩猟者の高齢化と減少。正確なデータはありませんが、猟友会いわく200名以上いたと思われる猟友会下田分会、これが現在59名で、国の推計ですが、6割以上が60歳以上となっており、捕獲圧が減ったこと。また耕作放棄地の増加や里山の荒廃により緩衝帯がなくなり、生息域が人の居住区に隣接したこと。個体数の増加や木の実の不作により山に餌が足りなくなっていること。安易に不回来の収穫物を田畑の周りに捨て置くこと。容易に餌にありつける、猫の餌の味を覚えてしまったことなどなどが挙げられるそうです。

ここ下田市でも対策しております。猟友会下田分会に70万4,000円の駆除委託、イノシシ1頭5,000円、鹿1頭5,000円などの駆除報奨金、ICT導入による捕獲通知システムの導入による合理化、駆除専任の会計年度任用職員2人の配置、狩猟免許取得への補助金、田畑への電気柵やワイヤーメッシュ設置の補助金などなどです。

目先の対策として、防除と捕獲（駆除）が有効です。防除では鳥獣を寄せつけない取組と、より有効な防護柵の設置、さらには農地だけでなく宅地でも電気柵やワイヤーメッシュの補助金をという声も聞かれております。

捕獲については、まず新規の猟友会メンバーをつくり育てることと、これが肝要だと思います。最も取りやすく、取りかかりやすいのがわな免許であり、免許取得への補助金がありますが、取ってからが大事です。若い移住者には都会でできない生活を求めてくる方が多い中で、狩猟もその1つであり、とても関心が高いです。事実、私の知るところでも来年の取得に向けて動いている方も検討している方もいらっしゃいます。ですが免許を取ったからといって、すぐに実践できるかというと、そうでもありません。わなをどこにどうやってかけたらいいのか、好き勝手にかければ地主や地元とのトラブルの元ですし、銃猟者（鉄砲撃ち）との距離感やマナー的なこともございます。これらの多くは最初に、活動当初に地元のベテランと一緒に行動することで解消されます。なので、このベテランとの顔つなぎのような作

業を補助していただければ非常にスムーズなのだと思います。

駆除に対する報奨金については決められた予算内のことでありますので、使い切れれば打切りが通例です。例年ですと春から秋の害獣駆除期間で使い切るのも、冬期の狩猟期間にはもらえないことになります。すると途端に狩猟者のモチベーションが下がるようです。それも理解できます。個体数の増え過ぎた昨今では、取ろうと思えば幾らでも取れると言っても過言ではありません。わなの購入代（制作代）がかかり、自家消費には限界があり、埋設処分にも相当の時間と労力が要りますので、結果、自家消費できる分しか取らないということになりますので、猟期に入ると捕獲数は伸び悩みます。害獣駆除期間の半額でもいいと思いますので報奨金を延長すれば効果は絶大だと思われます。もしくは個体の処理作業を補助してあげられないでしょうか。取りに行ってもあげるのがベストですが、例えばどこかに持ち込めば埋設や焼却処分してくれる、そういうのだったら頑張ってもらえるのだと思います。

また、箱わなは捕獲にとっても有効ですが、通常ですと10万円、安くても8万円ほどかかって非常に高価です。この購入に補助金を出してほしいという声が多く聞かれます。農林水産省の鳥獣被害対策実施隊という制度の民間任命や、現行の制度変更で対応することはできないでしょうか。

まず短期的な目先の被害軽減対策について、さきに述べたように市民生活に多大な悪影響を及ぼしている中で、産業振興課だけの問題ではなくなっている現状について当局の方針と対策を尋ねます。

下田市の市民生活への鳥獣被害についてどのように認識しておられますか。

現在の鳥獣害対策全般について、その費用対効果を含め、どのように評価し、来年度以降に向けてどのように強化する考えがとおりでしょうか。

次に、中長期的、広域的な対策の話になります。下田市でも活用している農林水産省の鳥獣被害防止総合対策交付金では、ジビエフル活用と称し、鹿、イノシシの資源化を推奨し支援しております。新たな産業と特産品を生む好機であり、何より奪った命を余すことなく糧にすることは持続可能な共存において重要であり、狩猟者のモチベーションとなり得ます。

先進事例は多々あるようです。近くでは伊豆市直営のイズシカ問屋、こちらはやはり鳥獣被害防止総合対策交付金の活用により設立され、この4月には国産ジビエ認証制度により県内初の国産ジビエ認証施設となり、年間1,000頭もの鹿、イノシシを食肉加工しております。北海道釧路市ではエゾシカ肉のブランド化に成功し、年間1,500頭を処理し、飲食店などへの肉の卸し、加工品販売するなどして地域資源として確立しております。また、近年ジビエ

肉のペットフードが人気で、長野県小諸市では捕獲された鹿をペットフード加工し販売しております。同じく長野県長野市には市直営のジビエ加工センター、ほかにも山形県蔵王町、愛媛県西予市など先進事例は幾らもあり、賀茂地域広域連携会議でも、広域処理施設の議論とともに話題には出ているようですので、私に言われなくても御存じのことと思います。

そこでお尋ねいたします。中長期的に、広域的に、持続可能な鳥獣資源との共存について市長はどのように考えますでしょうか。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 当局の答弁を求めます。

市長。

○市長（松木正一郎君） 鳥獣被害につきましては、昨日、進士濱美議員のときにもお話が出ましたので、そのとき私が言ったことと重ならないよう、今回、お話し申し上げます。

中村議員が一番最初におっしゃった、今年9月に下田市中心市街で捕獲された、通称、アンジェリカと呼ばれたイノシシ、これにつきましては、市民が自発的にやってくださった、本当にありがたいと思います。ちょうど開国市というイベントが町なかで開催されていたときに、そのイノシシ鍋を捕獲した方は皆さんに振る舞っていました。私もそれを食べさせていただきました。市長が食べなきゃ駄目だよというふうに言われたもんですから、それで食べました。そしたら、大変おいしかったです。びっくりしまして、これ、おいしいねと言いましたら、豚よりも、牛よりも、イノシシが一番おいしいんですよというふうに教えてくれたんですね。驚きました。それは血抜きとか、いろいろなやり方だそうですけれども、そういったことで、私は1つ、何となく新しい解決の道筋もあるかなというふうに感じたところです。

議員御指摘のとおり、山林が荒廃し、荒廃した山の中から食料が不足したために下りてくる、里へ移動してきている。一方で、私たち下田などの伊豆半島の各市町では、里山に近い場所で人々が暮らしています。こうした土地利用形態と山林の荒廃とが相まって、今、大変な危険に直面しています。市民の皆さんは家庭菜園をそこで作っていらっしゃいますけれども、それはそのまま彼らへのプレゼントとなってしまっていて、以前、NHKの特番で見ましたら、プロの人がその手法について、これでは餌づけだというふうに断じていました。みんなが一生懸命やっていることが、実は餌づけになってしまっていると。これにはやはり私たちはプロの本当の指導を受けながら、先進事例を見習って、新しい作戦、これを展開することが必要だというふうに考えております。この模索を今、始めているところでございま

して、詳しい内容につきましては担当課長から御説明申し上げます。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） では、鳥獣被害対策ということで、私のほうからお答えさせていただきます。

昨日の進士濱美議員への答弁と重複する箇所もございますが、改めてお話をさせていただきます。

まず、中村議員も含め、日頃、狩猟者の皆様には非常にお世話になっております。感謝申し上げます。ありがとうございます。

本年度は議員もおっしゃっていただいたとおり、捕獲頭数、被害相談、目撃情報、いずれも非常に例年よりも多くなっております。農地に限らず、民地、市街地の出没ですとか、民家の石垣ですとか、そういったもの、道路のり面も同じですけども、そういったところも崩れておりまして、非常に深刻な問題であると認識しています。

市の対策でございます。先ほど御紹介もいただきましたけれども、まず農地の侵入を防ぐ防護柵の設置への補助と、あと捕獲に対する報奨金。今年度はこのいずれもが前年度分を既に超えてしまっているということで、非常に多くの方に御申請をいただいているという状況です。

また、鳥獣被害対策実施隊、こちら市のほうで設置をいたしているもので、免許を持っている者が2名、見回りや捕獲活動について従事をしています。彼らに見回りについて、一部のわなにＩＣＴ機器をつけまして、それで効率化を図っております。それによりまして通報にも例年より迅速に対応することができております。なので、その防護や駆除に対しても、例年よりも市のほうの対策については成果は上がっているという認識はしてございます。

これらをもっとより強く強化していくべく、猟友会や地域の方とも連携をしながら、わなの数の増加と、あと見回りや通報は非常に多くお問合せをいただいているので、そういった人員的な体制の強化、それを併せて捕獲体制の充実をすることと、あとはさらなる見回りの効率化をするためにＩＣＴ機器などの、そういったテクノロジーを使った合理化、そういったことも進めていきたいなと思っております。

また、狩猟免許の所有者の減少というものも非常に大きな課題です。高齢化されて銃を置くという方も少なくありません。そういった免許取得への補助、従来からやってございますけれども、こちら継続してやらせていただくことと、議員もおっしゃるように、取ってからは本当の戦いだと思しますので、その後にお住まいの地域ですとか、その狩猟されるエリ

アで、そういった先輩の猟友会の方々と場をつないで、例えば地域の農業者さんたち、実際に困っている人たちとをつないであげるということを市のほうでも、予算という話とはまた別に、そういった人つなぎというのは実施できる、工夫できる場所だと思いますので、そういった点も連携の場づくりというのも実施させていただきたいと思っております。

また、箱わなでもそういった購入の補助があると非常にありがたいというお話をいただきました。実際に捕獲者自身もわなを購入しておるのを、そういった負担の軽減にもつながると思っておりますし、また、そういった対策、皆さんが多くのわなで運用いただけるということであれば、それは純粋に対策の充実になるというふうに期待をすることができますので、こちらの箱わなの購入補助については、実施に向けて検討させていただきたいと思っております。

また、狩猟期間中の報奨金のお支払いについて御提案がございましたが、こちら狩猟によるものなのか、駆除によるものなのかというのが、実際にその個体を持ってこられても判別がなかなか難しいということもございまして、国庫補助金、捕獲に対する報奨金の国庫の補助金の規定によって、有害捕獲許可に基づき捕獲されたものに限り補助対象経費とするということが定められてございます。また、こちらによって、同じく市の補助金についても同様の規定となってございます。

また、中長期的にジビエ活用などによる鳥獣被害の資源化というお話もございました。お話、事例でも出していただきましたとおり、食肉加工やペットフードの加工など、地域の産業として確立できる等、非常に有効だと思っております。もちろん捕獲個体の処理の効率化ですとか、さらなる捕獲の充実につながるものだと思っております。

なので、そういった処理加工施設にもいろんな形態がございます。もちろん食肉加工することであれば、解体施設、冷蔵、冷凍の施設だったりですとか、あとはペットフードや肥料にするというのであれば、そういった焼却して容量を減らすということであったり、微生物で分解して、そういった肥料にできるような状態にする、ごみ処理で使われるようなコンポスト方式と言われるようなものですが、そういったものの様々な活用方法によっていろいろな規模がございます。そういったところで、その内容や規模などについては、規模によっては県や複数の市町と連携をしながら取り組むことが重要だと思っております。実際に県を中心とした広域の連携会議でも、そちらのほうは話題に上がってございます。もちろん規模に応じては、市町との連携、県との連携という他にも市のほうでも取り組めることというのをも併せて検討はしていきたいと思っております。

そういった今後の様々な鳥獣害に、そういった鹿、イノシシの活用を含めて、捕獲、防除の充実と、それから産業化ということで長くやっていけるように、いろんな対策を組み合わせ、鳥獣対策を進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 学校教育課長。

○学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、市民生活への鳥獣被害についてどのように認識していますかという御質問に対しまして、児童生徒の安全の確保という部分からお答えをさせていただきます。

児童生徒の安全確保のための対応でございます。

1点目としましては現地確認でございます。イノシシや猿の出没情報を収集し、産業振興課との連携による出没場所の状況確認、先生が引率して下校する等の対応をしております。

2点目としましては予防策でございます。現在、産業振興課により小中学校周辺15か所にわなを設置しています。本年10月には、白浜小学校敷地内でイノシシ1頭が捕獲をされております。

3点目としては、もしものときの対応です。児童生徒には下校時等にイノシシや猿に遭遇したときには、大きな声を出さない、ゆっくり後退しながら逃げるなど、慌てない行動を取るよう指導をしております。

私からは以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） それでは、私のほうからは、市道、都市公園等の管理の関係ですけれども、市道につきましては、道路機能確保のためののり面の保護等の各種防災対策や注意喚起を行っております。

公園につきましても注意喚起を行うとともに、定期的な点検を行い、状況に応じて随時補修をしております。

以上です。

○議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） 多くの課に御答弁いただきましてありがとうございます。問題意識が非常に共有されているということで、非常に心強く思います。ぜひとも産業振興課の枠を超えて連携して、庁内横断で今後も取り組んでいただきたいなど。人的被害が今まだ、目に見えて出ていないからいいようなものですが、本当にこれが出てからでは遅いので、進

出を食い止めなければならないのだと思います。

そこで重要になるのは、市長と語る会でも市長が繰り返し言いました、市民と協働なんだ、協働によるものだ、つながる下田をつくるんだと。あるいは予算編成方針の中でも協働、そしてさらには緊縮財政というものを掲げておりますので、その部分も念頭に、以下、少しお話しさせていただこうと思います。

まず、目先、短期の取組についてですけれども、狩猟者のまず増やすという部分です。ちょっと皆様に知っていただきたいので話すんですが、海の漁師になるには十何万円でしたっけ、15万円くらいですか、漁業権を買って、しかも何年か待って、漁協に入って、船を買って、維持してと、非常にハードルの高いものです。しかし、山の猟師というものは、その点、非常にハードルが低い、特にわな猟についてはハードルが低いものです。銃規制のある日本では、銃猟は公安の銃所持許可が必要ですので、なかなかハードル高いですし、まして静岡県は日本一厳しいなんていう猟友会の声も聞かれますが、しかも猟犬も必要だということなかなか難しさもあるんですが、わな猟はその点、非常にハードルが低い、試験一発受ければ、あと猟友会に入れば、それでよしということになります。

しかも捕獲数的にも絶対数がやはり多いのはわな猟です。わなは仕掛けておけば24時間、仕事をしてくれますので効率がよい。なので、このわな猟師を増やす、育てるということは、非常にこの鳥獣害対策にとって重要になってまいります。

そこで、先ほど樋口課長が答弁していただきました、ベテランとのつながりをつくっていききたいと思うと、これが本当に重要です。しかし、狩猟者の中には、狩猟者であるからでしょうか、縄張り意識が非常に強かったり、また個性の強い人たちもいますので、そこはやはりぜひ市が先頭に立って顔つなぎのことを果たしていったほしいなと思うんです。

市長の答弁から、地域おこし協力隊さんの名前が出てくるかなと思ったんですが、出てなかったので私から言いますけれども、市長は度々、市長と語る会でも地域おこし協力隊を有効活用するのだとおっしゃいました。このたび豊かな里山づくり部門ということで地域おこし協力隊員さん、1人、田中さんが入っております。この方は何と女性にして狩猟免許の、しかも銃猟第1種を持っていると、鉄砲撃ちでございます。非常に頼もしい方を入れた。この辺からも産業振興課のやる気が見えるところでもございますが、この地域おこし協力隊員さんの力を存分にお借りしたらいかかと思うのです。

例えば猟友会下田分会には一応班が、浜崎班ですとか、何ですか、朝日班とか、稲梓班とか、幾つかの班に分かれているようでございます。そういった班長にまずお目通しいただい

て、そしてまた来年、新規の免許者が入ったときには、市のほうからその免許者に連絡を取って、そういうベテランさんに顔合わせの場をつくりましょうということを、ぜひ積極的にやっていただきたいなと思いますし、そういう部分でこの地域おこし協力隊さんにぜひ大活躍していただきたいなと思うんですが。この今の部分についてのちょっとお考えをお聞きたいと思います。

それから次に、いかにたくさん捕獲してもらおうかという部分になります。重要なのは、その狩猟者の動機、モチベーションをいかに保つかということにやっぱりなっていくと思うんですが、ここには金、金じゃないですが、駆除報奨金というこの制度が最も有効に働いているのだと思います。

また、ちょっと皆様に説明になりますが、従来、猟期というのは鹿、イノシシに限り話しますが、11月15日から2月15日、この冬の3か月、これが昔から猟期、冬と決まっております。それはなぜかといいますと、農林業者が暇であると、冬は作業が少ない。そして、あるいは山は葉が落ちて下草も枯れ、見通しがいいということで鉄砲の誤射の危険が少ない。また、以前は鳥獣を保護するという観点がございましたので、春以降の繁殖期は避けるんだと、そういうことが理由とされていて、今も猟期というのは冬なんです。しかし、近年の個体数の増え過ぎた状況においては、静岡市では11月1日から3月15日、つまり前2週間、後ろ1か月間、狩猟期間が延びて4.5か月間に延びているんです。これは駆除数を増やしたいという意味ではいいほうに働いたか、悪いほうに働いたかという、悪いほうに働いていると言わざるを得ないのかなと思います。

産業振興課さんは、樋口課長は以前、予算が余っていれば猟期でも報奨金は出せるんじゃないかという話をされたと思うんですが、ここのちょっと確認は答弁欲しいんですけども、現場の認識では、とにかく猟期は報奨金はもらえないんだと、こういう認識になっております。報奨金はもらえない、つまり誰も褒めてはくれない。たくさん取れ過ぎるので食べ切れない。だけど、取って命だけ奪うと。これではただの動物虐待になってしまいますので、結果、取らないということになるのが現実です。せめて少額でも、あるいは少額でもいい、あるいはどこかに持ち込めば、その労力のかかる処分を手伝っていただけるのだと、そういうようなせめて誠意的なものでも見せていただければ、たくさん取っていただけるのかなと思うところです。

そして、報奨金についてですが、限られている予算を有効活用という部分で1つ御提案なのですが、令和元年度は報奨金291万円の決算でした。それに対して令和2年度は当初予算

で350万円と大きく増額していただいております。さらにこれでは足りなくなり、この10号補正で、12月の補正で120万円の増額で、合計470万円、これは前年度比162%という大きな増額になっております。例えば有効利用という意味です。当初予算の350万円を、これは従前どおり1頭5,000円でお支払いしたとして、これを使い切ったら、ごめんなさい、1頭3,000円に下がるんですと、ただし少しだけ出ますよと。つまり補正分120万円を、もうこれは決まっていることですので、例えばの話ですけれども、補正分の120万円を1頭5,000円なら240頭分ということになります、これを3,000円なら400頭、2,000円なら600頭ということになります。スマホのギガも契約分を使い切ると通信速度は落ちますけれども、取りあえずつながるということもございますので。このような柔軟な施策によって少しでも市は補助してくれるのなら取ろうかなというモチベーションになるのかなと思うところでありますが、御検討の余地はございませんでしょうか。

さらに、最初の趣旨質問でちょっと言いましたが、鳥獣被害対策実施隊という制度、これは私の調べたところ、民間人にも適用できるのだと思うんですけれども、そうすると、国からいろいろ補助されたり、優遇されたりするようなんですけれども、その活用の拡大、民間への拡大、例えば協力隊員さん、あるいは実績ある猟友会員さんに任命して拡大していくという、つまりそして、それによって市の負担も軽減していくというようなお考えはできないのでしょうか。その部分、ちょっと教えてください。

さらに限られた予算の有効利用ということで、やはり民間力を使うということが最も効率的なのだと思います。令和1年度の鳥獣害対策の臨時職員2人の人件費は約462万円、50基のわなを使って、ICTなど自動捕獲通知システムを使って、イノシシ、鹿、猿で合計で175頭です。これ1頭当たり2.6万円という計算になります。この中には燃料代や箱わな代などの資材代は含まれておりません。もちろん市民へのクレーム対応とか、そういう部分に対応していただいておりますので、極めて乱暴な計算にはなりますが、1頭2.6万円と。対して猟友会員への駆除報奨金は、令和元年度291万円。猟友会への駆除委託に70万4,000円と。合計で361万4,000円で、イノシシ、鹿、猿、567頭を取っております。これは1頭当たりに計算すると6,400円。しかも猟期の4.5か月が入っていないので、7.5か月分です。そして燃料代も資材代も、これは猟師の自前となっておりますので、極めて効率がいいのかなと思います。

例えば地域おこし協力隊員さんを活用しまして、民間組織、NPOなどを設立していただいて、鳥獣対策全般を委託事業としてお任せするのがいいと思うのですが、一案して、どの

ように御検討の余地がございますでしょうか、よろしくお願いします。

- 議長（小泉孝敬君） 質問者に、ここで10分間休憩したいと思います。

2時20分まで休憩したいと思います。よろしいですか。

午後 2時 7分休憩

午後 2時20分再開

- 議長（小泉孝敬君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

産業振興課長。

- 産業振興課長（樋口有二君） いろいろ御提案いただきました。お話しさせていただきます。

そうですね、狩猟者、おっしゃるとおり山の狩猟については免許を取ってしっかり銃なり、わななりという、それに免許取得が合格できれば猟に参加できるというところもあるので、実際に山の状況ですとか、そういった鳥獣被害みたいなものに興味をお持ちの外から来る方も多くいらっしゃいますので、そういったことへの山への関心というか、そういったものを高めるということも大事ななと思っています。そういったところでうまく、新しく免許を取った方でも、そういった市とか、先輩猟友者さんのサポートがあるから安心だよというところも一緒に取り組ませていただきたいと思います。確かにおっしゃるとおり、結構縄張り意識のあるというところも実情としてございますので、それぞれ猟友会のトップから、各班と、いろいろな方の、こういった方と一緒にやっていくかということも含めまして、市が間に立ってサポートをさせていただきたいなと思っております。

また、地域おこし協力隊、先日11月から委嘱させていただいている田中さん、おっしゃるとおり猟免許をお持ちの方でございます。本人もそういった伊豆半島に観光に来るがてら、そういった山の状況に興味をお持ちになって、実際に狩猟免許を取得したという経緯もございます。下田市においてもぜひ自分で何か役に立てることがあればと言っていたいております。実際にもう着任した初日か2日目ぐらいには既に猟友会長にも会っていただいて、どこのチームでとかって、何ができる、今までどういうことをやってきたのとかというお話は、もう既に猟友会の皆さん、猟友会長とはお話をさせていただいているところです。実際にこれから今の猟のシーズンに入りましたけれども、どこかでやるという算段を今立てているところだと思います。そういった田中さんのミッション自体が、そういった農山村、そういったものの新たな振興ですとか、昨日のお話にもありました新しい農業の研究ですとか、そういったことを山についていろいろなことを担当していただくことになりますので、鳥獣対

策についても、既に免許をお持ちというノウハウを生かしながら、何か一緒にやりたいなというところを検討しているところでございます。

猟期間中の報奨金についてでございます。大変申し訳ございません。一度、普通に課のほうにお尋ねいただいたときに、予算が余ってあれば出るんじゃないかなといったお話をしたのは、すみません、私の間違いでございます。申し訳ございません。お支払いしているのは、猟期に入ってしまったからお支払いしているものもありますが、捕獲しているものについては猟期期間外に捕獲したものに対する報奨金としてお支払いをしています。ですので、猟期期間内というのは報奨金という形で出すことというのは難しいです。ですが、何かしらの猟期間中のそういった猟師さんへのインセンティブというものは確かにおっしゃるとおりあると、やはり気持ちも、モチベーションが違うというのはおっしゃるとおりだと思います。そこでやはり処理施設、処理加工ということとセットで考えなくてはいけないと思っています。たとえば仮にそれが肥料になる、ペットフードになるというような処理施設があったとして、そこに持ち込んでいただければ、猟期間中であっても買い上げますよという要するに報奨金というものではなくて、違う形のインセンティブとしてお支払いするということができれば可能ではないかなと思いますので、そういったことを、処理加工施設について検討を進めていくことが通年での猟師さんのモチベーションの維持につながっていくのではないかと考えていますので、そういったことを中心に検討していきたいと思っています。

それで、鳥獣被害対策実施隊についてのお話でございます。捕獲頭数で割られてしまうと、一応、鳥獣被害対策実施隊の皆さん、市ほうでは、市内に約50個ぐらいのわながあるんですけれども、それを毎日、全てを見回ったり、その都度、通報が入れば対応するということがございまして、単純に割るといって、それ以外のこともいろいろあるんですということはあるんですけれども。実際にこれを民間に委託するというやり方がございます。鳥獣被害対策実施隊になりますと、おっしゃるとおり、国からのそういった鳥獣被害対策、捕獲活動に対する補助だったり、使えるお金が支払われたりということはございます。ただし、こちら、その両方の、市の職員がそういうことに当たるか、民間に委託するかというのはあるんですけれども、民間に外に委託する場合になりますと、一度の出動に対する報奨というふうなお支払いの仕方になるという決まりがございます。その出動に対する報奨というのが、捕獲で得られる報奨金、例えば市では今、市で5,000円、国7,000円、農協に持っていくと2,000円と、マックス1万4,000円、鹿、イノシシの成獣であれば、幼獣だとちょっと下がりますけれども、支払われることは御存じだと思います。

それに対して、鳥獣被害対策実施隊、確かに活動にかかる経費というものは一部の燃料費だったり、わな購入費だったりはお支払いはされますが、捕獲に対しては、その報奨金というものはお支払いはされません。出勤に対して報奨を出すという形になります。その出勤に対しては幾ら、3,000円だったか4,000円だったか、一度の出勤要請に対してそのような金額になります。すみません、金額、ちょっと正確じゃないかもしれませんが。その通報も、いつもあるわけではないというところでありますと、通常の捕獲に対する報奨金というふうにお支払いしているほうが、単純に数字の差ではございますけれども、狩猟者さんのモチベーション維持にはこちらのほうが適切かと思っています。

また、NPOを立ち上げる、伊東市さんの例をお話しいただいたと思います。NPOが、伊東市さんのほうでやられているNPOさん、実際にそこエリアには猟友会さんが入れない土地で、たしかそこで狩猟をして、その取った鳥獣を活用するというを事業としてNPOを立ち上げられたというふうに理解はしているんですけども。実際にこういったプレーヤーが出てくれば、市としてもそういったプロパー、例えば認定鳥獣捕獲等事業者として環境省のそういった制度を利用して、そういった鳥獣対策に対する補助を受けることでしたりとか、そういった支援はさせていただきたいなと思っております。ただし、伊東市さんの例とちょっと違うところが、下田市内だと猟師さんが入れないエリアというものはないので、実際にはそこで既にやられている猟師さんとの関係というのも調整をしなければいけないことだと思っております。その上で、仮にNPOを立ち上げて、NPOでも企業でもいいと思います。その捕獲個体について処理加工をすることでなりわいとするような方が出てきていただければ、それはもちろん支援させていただきたいですし、鳥獣被害のジビエ活用ですとか、そういったものの補助制度などの御案内や、そういったものも含めてアドバイスをさせていただきたいなと思っております。

取りあえずこちらについては、そういったことに取り組んでいただける方というのを、引き続きそういった下田市の鳥獣被害の実態というものをよく知っていただくことによって興味を持つ方が出てくれないかなというふうな期待をしているところでございます。

というところです。多分これで漏れはないと思いますが、以上でございます。

- 議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。
- 2番（中村 敦君） ありがとうございます。

ちょっと忘れないうちに。冒頭でちょっと触れましたけれども、宅地への防護柵の設置について、例えば稲梓地域などでは、非常にこの要望が強いものがあるんですけども、それ

について、ぜひ何か現行の制度を拡大解釈するなり、何か対策ができないか、していただけないかなということを1つ御答弁いただきたい。

それから、アンジェリカについては、条例にも野良猫に餌をあげてはいけませんという下田の条例がございます。だけど、あげる人がどうしてもいるという部分において、ぜひ対策をしてほしいという声が聞かれますので、そこについて御答弁いただきたいなと思います。

それから次に、中長期的な、あるいはジビエの産業化という部分の話になります。樋口課長のほうからNPOについてお話しいただきました。そして伊東市の業者についてもお話しいただきましたので、せっかくですので少し、皆様にも知っていただきたいのでお話しさせていただきます。

環境省に認定鳥獣捕獲等事業者制度というのがございます。概要を言いますと、3年以上の捕獲の実績と技術を持つ原則4名以上の法人に対して、申請を経て認定されるもので、認定されると、指定管理鳥獣捕獲等事業、これに入札して受託する資格を持つということになります。農林水産省は農林水産業の保護という観点で駆除、これが目的になりますが、この今言った環境省は、野生動物や自然環境の保全、管理が目的なわけですが、個体数が増え過ぎた今となっては、適正な個体数の管理という部分では利害が一致しているわけで、そういう部分になります。

この制度は、環境省が指定したエリア、これは今、樋口課長がおっしゃったように、猟友会の入らないような奥山のエリアになります。そこにおいて年間の捕獲頭数、これを提示して、そして、その捕獲を委託するという、そういう事業になります。これは広域に、下田市云々じゃなくて、もうちょっと広域に、伊豆とか天城とか、そういう広域において生息数の削減を実現するもので、この認定鳥獣捕獲等事業制度、これを例えば下田市でNPO設立を目指して、この認定を受託することで活動資金にしていっていただけたらどうかなと思うわけです。

伊東市において実践しているNPO、これがございます。天城の森フォレストーズ倶楽部さんです。ここは伊豆高原から天城山一帯辺りの鹿の捕獲を受託して、それを活動資金にしております。さらに伊東市で委嘱した2名の地域おこし協力隊員、これをここで受け入れて、伊東市と協働して鳥獣害対策に当たっております。さらにこの天城の森フォレストーズ倶楽部さんでは、株式会社天城の森工房、これを立ち上げて、鹿専門の加工場としております。これは伊東市所有の森林の一角を借りて、金銭的な補助も得まして、中古のコンテナにキッチン設備を入れまして、保健所の衛生許可も取って、食肉として加工して、卸で販売しております。卸先は大手チェーンを含むホテル、レストランなどなどで、最近では骨はベッ

トフード業者に、そして皮は障害者施設の皮革製品の作る作業の原料に卸したりして、将来的に一切無駄を出さないんだというところを目指しているそうです。かの豪華特急のロイヤルエクスプレスでも、山田チカラ氏が監修のコース料理で伊豆の鹿肉を使っております。伝統的にもフランス料理のメイン料理には多く使われるのが鹿肉であり、イノシシ、鴨肉、こういったジビエがフランス料理の王道で、非常に付加価値の高い食材だからこそ産業化が可能だと考えるものです。

この持続可能な鳥獣被害対策を考える上では、やはり先進的な取組が多数あるように、この産業にはチャレンジすべきものだと思います。この先進例は必ずしも成功例ばかりとは思いません。つまり失敗例があるということは、同じところを踏まなければいいということで、先進例を参考に、ぜひ前向きに検討し、産業として確立することを目指していただきたいなと思う部分です。

それにはまず、先ほど市長がおっしゃったように、まず市民が食べる、そこが一番大事だと思います。臭いんじゃないのと、おいしくないでしょうという誤解がやはり多いからです。キンメダイもそうでした。日本一の水揚げ量を誇っているながら、地域としてはあまり大事にしていなかったのではないかなと。猫またぎなんて呼ばれていた時代が長く続いておりました。10年ほど前から記憶していますが、せっかく日本一という称号があるのだからということで、町なかの飲食店の有志たちがキンメダイを積極的に使おうということで、軒先に赤いちょうちんをぶら下げまして、これを目印においしいキンメダイが食べられる店ですよと内外に普及していきました。

時を同じくして観光協会と漁業、旅館組合などが共同して、毎年6月にあじさい祭と一緒にきんめ祭り、これを昨年までの10年間続けてまいりました。さらに時を同じく、2012年、楠山市長の時代には、ロンドン五輪で金メダルを取った日本人7人に、このキンメダイの切り身や加工品を木のたるに詰めて、「きんめたる」と称してプレゼントして、全国的にも非常に話題になりました。個人的にはこの「きんめたる」復活も東京五輪でありかなと思っています。

そしてまた、JRと提携してキンメダイを食す旅として1泊2日のツアーに市で大きく補助をしたりもしました。こういった取組が奏功して、今では市民がおいしい、おいしいとキンメダイを食べるようになりました。テレビのロケでも頻繁に下田のキンメダイを取り上げていただいておりますし、下田に行ってキンメを食べるのが1つの旅のステータスになっております。漁獲高の減少もあって価格は非常に高騰しておりますが、観光資源として

唯一無二のものに育って、年間を通じた誘客に大いに貢献しているんだと思います。

この伊豆の野生鳥獣も、その可能性を大いに秘めたものだと思います。産業の育成という意味においては、民間力の活用が第一だと考えます。しかし、この民間にはどうしてもできないこと、例えば水産業で言えば港を整備するとか、こういう部分は行政の役割であって、行政のつくったフィールドで生き生きと経済活動を民間にさせていただくということがいいのだと思います。私はそういう意味では、決して市直営の処理場というものをお勧めするものではなく、やはり樋口課長おっしゃるように、どこかに手を挙げていただいて、そこを市がサポートしていくという部分が望ましいのだと思います。改めてそういう産業化という部分、持続可能という部分について、市長を含め、御意見をお聞かせください。

○議長（小泉孝敬君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） いろいろと熱い思いをいただきました。

まず、順番にお話しさせていただきます。宅地、市街地への防護柵の設置についてでございます。こちら、鳥獣被害対策の補助金の中で購入の補助ということをしているものでございますけれども、こちら農水省系の制度によって補助されているものでございます。こちらやはり農家を守るため、農地を守るために創設されているものでございまして、基本的には宅地を囲う柵であったりですとか、そういったものへの適用というのは難しいというところでございます。なので現状、市街地、宅地周辺に鳥獣が出没した場合は、基本的には通報を受けての追い払いの対応ですとか、あとは庭先にそういった餌になるようなものだとか、そういったものを置かないような指導ですとか、そういった対策をやっているというのが現状でございます。

なので、さすがにそちらについては農水省のほうで規定でも変えていただかない限りは、なかなか宅地への柵の設置ということについての支援というのは困難であるというところではございますけれども、そういったアドバイスですとか、その鳥獣を寄せつけないようにする工夫というものはできるところはあると思っております。そういったことのアドバイスも産業振興課ですとか、そういった鳥獣被害対策実施隊の方で行っていただいておりますので、引き続きそういったことをやっていきたいなと思っております。

あとジビエの活用についてでございます。おっしゃるとおり、そういうふうに産業化していただけると、もし御自身でそういった取っていただいた個体を地元の猟師さんから頂いて、またそれを使える状態にして、何か還元ができるというようなことを取り組んでいただく方が出現していただくのが非常にありがたいなと思っております。

認定鳥獣捕獲等事業者についてお話もありましたけれども、こちらについてはおっしゃったとおりの内容の環境省さんのほうの認定制度でございます。こちらになると、主なメリットとして狩猟免許の更新時の適性試験が免除になったりですとか、あとは法人としての捕獲の許可が出るというところですね。実際にわなとか銃を扱う人というのは、やっぱり免許を持っていなきゃいけないんですけれども、法人としてそういったことに対応できるということもございます。なので、やはり捕獲とともに活用というものをやっていくには、やはりこういった制度の認定を受けるような法人、企業、NPOなり、そういった体制づくりというのが大事なと思っています。

現状、伊東市さんはそういう団体さんがいらっしゃるんですけれども、下田市で言うと、静岡県県猟友会さんがこの認定を受けていることもあって、一応その実行部隊としての下田分会はあるんですが、下田市内にはそういった法人はないというのが現状でございます。なので、例えば指定鳥獣の管理捕獲、県の事業ですね、こちら県の事業を受託するとなったときには、県猟友会が受けて、それを下田市で実施するみたいなことはあることにはあります。ただ、やはりこのまちの鳥獣を使ったということになると、やはりこのローカルの下田でプレイヤーが出てくる必要があると思っておりますので、また繰り返しになってしまいますけれども、この下田の山に興味を持っていただいて、みんなで一緒にやっ払いこうという体制づくり、そういったことに取り組んでいただけるプレイヤーをぜひとも呼ぶか、中から生むか、何かそういったところでジビエの活用も含めてやっていきたいなと思っております。

すみません、以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 市長。

○市長（松木正一郎君） 中村議員には毎回建設的な御提言を頂戴しましてありがとうございます。

こうした鳥獣害のような新たなチャレンジには、やはり2つの柱になろうかと思います。1つは、総合計画でも言いました、協働でございます。総合計画の中でつながるという言葉を申し上げました。行政だけでは解決できないような問題、この鳥獣害という山にすむ動物たちについて、実は山のことをよく知っていらっしゃる地元の人々がいらっしゃいます。こうしたせっかくの市民の能力を最大化できるように連携してまいりたいというふうに考えています。

2つ目は、行政の体制の拡充ということかなと思います。20世紀の頃はいわゆる景気対策とか、福祉政策とか、道路整備とか、治山治水といった、これまでの行政的な需要だったん

ですが、今、様々な新たな行政ニーズが次々に生まれています。鳥獣害はもとより、コロナですとか、少子高齢化の人口減少ですとか、また、夏の海水浴場の健全化は、今まさに本当に手を、これ、本格的に乗り出そうとしております。こうした夏の海水浴シーズンのコロナ対策は、皆さん、御承知のように、市役所職員が一丸となって、本当に暑い中、毎日、玉の汗を流して頑張ってもらいました。コロナで市民や企業が疲弊している、それをどう支援するかの議論はよくあるんですけども、実はそれを支援する側、すなわち自治体の職員の体制、この大幅な負担増について、残念ながらまだ私たちは着手できていないというふうに感じています。ぜひ今後、また御指導頂戴できればと思います。

いずれにしても、この鳥獣害というマイナスであるかのようなものが、今、議員が御指摘のように、ひょっとしたら宝になるかもしれない。沼津市がメヒカリなどの深海魚を地元の名物として売り出し、深海水族館として地域振興につなげています。水深の深い駿河湾の価値に着目したすばらしい取組であろうと思っております。

伊豆半島の中央に幅広くある山々、そこに生息するこの鳥獣に対して、これをどう活用していくのかといったことは、多くの可能性があるというふうに感じています。協働と、それから行政の体制拡充、これによって、このチャレンジに邁進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 環境対策課長。

○環境対策課長（高野茂章君） 野良猫の餌づけが原因と思われるが、その対策ということなのですが、野良猫の餌づけ、置き餌に関しましては、先ほど議員がおっしゃったとおり、下田市美しいまちづくりを推進する条例の中で、市民等は野良猫に餌を与えないように努めなければならないというふうにうたっております。それに基づきまして、看板の設置やチラシの配布、ホームページ等で注意喚起をしているところでございます。今後も県の保健所とともに個別指導等、引き続き行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（小泉孝敬君） 2番 中村 敦君。

○2番（中村 敦君） ありがとうございます。何か明るい未来が見えてまいりました。

最後になりますが、有害鳥獣という言い方が一般的ですけれども、私は今日、一度もそうは言わず、鳥獣害、鳥獣被害という言い方をしました。彼らは別に有害でも何でもなくて、どちらかといえば人間が有害なんです。正しく森林を保全しながら、そして人が唯一の天敵

となることで適正な個体数を保って初めて持続可能な自然との共存が生まれると考えます。
そして初めて害獣でも厄介者でもなく、資源であるという認識に立つことができるのだと思います。

さきに申しました天城の森フォレストーズ倶楽部さんも、もともとは森林の保全を目的に設立したボランティア団体でしたが、鹿の害獣、食害を減らさないとならないんだという結論から捕獲を始めたんだという経緯がございます。ぜひとも中長期的、そして広域的な展望を持って、まずは目先の被害対策に当たって、ひいては持続可能な自然と共存できる市民と協働のまちづくりを要望して終わりたいと思います。ありがとうございました。

- 議長（小泉孝敬君） これをもって、2番 中村 敦君の一般質問を終わります。

- 議長（小泉孝敬君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日、本会議を午前10時から開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。

御苦労さまでした。

午後 2時50分散会